草津市開発事業の引	5引き 新旧対照表
令和5年度	令和4年度
第1編 取扱い基準編	第1編 取扱い基準編
P. 33 (1) 農林漁業の用に供する政令で定める建築物 ⑤ 農業用集出荷施設の取扱いについては、以下のとおりとする。	P. 33 (1) 農林漁業の用に供する政令で定める建築物 (新設)

- 農業者自らが、生産した農作物を出荷まで保管する農業用集出荷施設
- については、法第29条第1項第2号に該当するものとする。
- ・ 上記以外の農業用集出荷施設については、法第34条第4号に該当す るものとする。
- ※ ただし、農業者自らが、生産した農作物を出荷まで保管する施設であ っても、野菜のカットなどの加工作業が発生する場合には法第34条第4 号に該当する。

P. 45

-仮設建築物等の建築の用に供する目的で行う開発行為(政令第22 条第1号)

ア 仮設建築物

- (ア) 建築基準法第85条第2項にいう工事を施工するために現場に設け る事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物をいう。 ただし、当該工事期間中のみ使用する仮設建築物
- 建築基準法第85条第6項にいう仮設興行場、博覧会建築物、仮設 店舗その他これらに類する仮設建築物をいう。

ただし、1年以内の期間または特定行政庁が必要と認める期間について建 築基準法第85条第6項の許可が必要である仮設建築物

建築基準法第85条第7項にいう国際的な規模の会議又は競技会に 用に供する仮設建築物をいう。

ただし、1年を超えて使用する特別の必要があることについて建築基準法第 85条第7項の許可が必要である仮設建築物

P. 45

- 仮設建築物等の建築の用に供する目的で行う開発行為(政令第22 条第1号)

ア 仮設建築物

- 建築基準法第85条第2項にいう工事を施工するために現場に設け る事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物をいう。 ただし、当該工事期間中のみ使用する仮設建築物
- 建築基準法第85条第5項にいう仮設興行場、博覧会建築物、仮設店 舗その他これらに類する仮設建築物をいう。

ただし、1年以内の期間または特定行政庁が必要と認める期間について建 築基準法第85条第5項の許可が必要である仮設建築物

(ウ) 建築基準法第85条第6項にいう国際的な規模の会議又は競技会に用 に供する仮設建築物をいう。

ただし、1年を超えて使用する特別の必要があることについて建築基準法 第85条第6項の許可が必要である仮設建築物

令和4年度

P. 49

12.建築確認申請書の写しまたは建築計画概要書(過去の直近のもの) 申請地が建築敷地となっていることの確認のため

P. 69

【許可要件】

⑦ 予定建築物等の用途については、自己業務用に限る。(申請地は借地 可)

P. 75

【必要書類】

・ 開発説明書(当該申請地での立地により事業活動の効率化が図られることを具体的に説明するとともに業務内容等も具体的に記載のこと)

P. 76

【許可要件】

④ その他、市長がやむを得ないと認める場合。

P. 81

【許可要件】

(15) 申請地は政令第29条の9に掲げる区域を含まないこと。

【必要書類】

・申請理由書(申請者の住所、氏名を記入したもので、自己の居住(自らの生活の本拠として利用することをいう。)の用に供する住宅を必要とする理由、現在居住している住宅の自借家の別、当該市街化調整区域において建築する理由、兼用の有無を明記し、兼用がある場合はその用途と業務内

P. 49

12.建築確認申請書の写しまたは建築計画概要書(直近のもの)申請地が建築敷地となっていることの確認のため

P. 69

【許可要件】

⑦ 予定建築物等の用途については、自己業務用に限る。(申請地は借地可)

P. 75

必要書類

・ 開発説明書(当該申請地での立地により事業活動の効率化が図られる ことの説明)

P. 76

許可要件

④ その他、知事がやむを得ないと認める場合。

P. 81

【許可要件】

(新設)

【必要書類】

・申請理由書(申請者の住所、氏名を記入したもので、自己の居住(自らの生活の本拠として利用することをいう。)の用に供する住宅を必要とする理由、現在居住している住宅の自借家の別、当該市街化調整区域において建築する理由、兼用の用途がある場合はその用途と業務内容(詳しく記入のこと)、建築物の着工、完了の予定年月日、現住居の許可後の取扱い

<mark>容を詳しく記入するとともに、</mark>建築物の着工、完了の予定年月日、現住居の許可後の取扱い方法、他法令に適合していること等を漏れなく記入のこと。)

- ・住民票(申請地に住む住人全員・続柄のわかるもの)の原本(3 τ 月以内のもの)を添付
- ・市条例で定める区域の土地であることを証する書面(50m以内で50以上の建築物が連たんしていること、および任意の敷地から50m以内であることがわかる図書(縮尺、作成者明記のこと))

P. 82

【許可要件】

- (2) 予定建築物の用途は、次に掲げる用途のいずれかに該当する自己用または非自己用建築物であること。 (①~⑬内の変更であれば、用途変更許可不要)
- (6) 開発区域の位置は、原則として都市計画道路大津湖南幹線から商業業務<mark>施設</mark>立地区域の終端までを含むこと。地形等によりこれに拠りがたい場合は上記当該幹線道路に接し区域を設定するか、既存の開発地に隣接して設定すること。
- (10) 申請地は政令第29条の9に掲げる区域を含まないこと。

【必要書類】

・都市計画道路大津湖南幹線の中心線から100m以内の範囲に開発区域が存することがわかる図書。

P. 84

【許可要件】

(10) 申請地は政令第29条の9に掲げる区域を含まないこと。

(附 則)

令和4年度

方法、他法令に適合していること等を漏れなく記入のこと。)

- ・住民票(家族全員・続柄のわかるもの)の原本(3ヶ月以内のもの)を添付
- ・市条例で定める区域の土地であることを証する書面(50m以内で50以上の建築物が連たんしていること、および任意の敷地から50m以内であることがわかる図書)

P. 82

許可要件

- (2) 予定建築物の用途は、次に掲げる用途のいずれかに該当する自己用または非自己用建築物であること。
- (6) 開発区域の位置は、原則として都市計画道路大津湖南幹線から商業業務立地区域の終端までを含むこと。地形等によりこれに拠りがたい場合は上記当該幹線道路に接し区域を設定するか、既存の開発地に隣接して設定すること。
- (10)新設

【必要書類】

・都市計画道路大津湖南幹線の中心から100m以内の範囲に開発区域が存することがわかる図書。

P. 84

【許可要件】

(10) (新設)

(附 則)

(新設)

令和5年度	令和4年度
この基準は、令和5年4月1日から施行する。 P. 90 (附 則) この基準は、令和4年4月1日から施行する。 P. 92 ・提案基準 14-1 インターチェンジ周辺の大規模物流施設について(開発許可、建築許可) ・提案基準 14-3 「大規模な流通業務施設について」(開発許可、建築許可)	P. 90 (附 則) (新設) P. 92 ・(新設) ・提案基準 14-1 「大規模な流通業務施設について」(開発許可、建築許可)
 P. 93 ・提案基準 33 既存建築物を活用した地域再生のための用途変更について (開発許可・建築許可) ・提案基準 34 都市計画法に適合して建築された後相当期間適法に利用された敷地での住宅の建築について (開発許可・建築許可) 	
P. 114 提案基準 14-1 インターチェンジ周辺の大規模物流施設について(開発許可、建築許可) 市街化調整区域における物流拠点の開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に立地することがやむを得ないと認められるものについて取扱うものとする。	

P. 152

提案基準 33 既存建築物を活用した地域再生のための用途変更について (開発許可・建築許可)

市街化調整区域において、都市計画法に適合して建築された後相当期間 適法に利用された建築物のやむを得ない事情による用途変更については、 下記の要件に該当する場合について取扱うものとする。

P. 154

提案基準 34 都市計画法に適合して建築された後相当期間適法に利用 された敷地での住宅の建築について (開発許可・建築許可)

市街化調整区域において、都市計画法に適合して建築された後相当期間 適法に利用された建築物が、やむを得ない事情により除却された敷地への 住宅の建築については、下記の要件に該当する場合について取扱うものと する。

P. 156

ウ 自己の専用住宅にあっては開発面積が 500 ㎡以下であり建築物を 実復旧時において緊急に建築する事由がある場合 P. 149

提案基準 33 (新設)

P. 151

提案基準 33 (新設)

P. 148

ウ 自己の専用住宅にあっては開発面積が 500 m以下であり建築物を緊 急に建築する事由がある場合

令和5年度	令和4年度
(2)予定建築物以外の建築等許可申請書(様式27) 法第42条第1項ただし書きの規定による建築の許可を申請すること。 添付書類は法第43条の許可申請に準ずる。	フ. 169 (2) 予定建築物以外の建築等許可申請書 (様式27) 法第42条第1項ただし書きの規定による建築の許可を申請すること。 添付書類は建築物の新築、改築または用途の変更許可申請書 (様式29) 法第43条第1項の規定による許可を申請すること。 工 建物平面図 オ 建築計画図 (当該許可申請が建築物の高さに係る場合には立面図を含む。) カ その他市長が必要と認める書類 ○現況写真 ○求積図

P. 188

開発許可申請手数料(令和5年4月1日改正)

号	申	請	内	容				手	数料	
1 法第29条第1項 または第2項の または第2項の		行為の 手数料		開発区域の	の面積(ha		自己の居住のため の開発行為	自己の業の開発行		非自己用のための 開発行為
開発行為の許可 申請の審査					0.1未注	崮	8,900円		13,000円	89,000円
				0.1以上	0.3 "		22,000円		31,000円	130,000円
				0.3 "	0.6 "		44,000円		67,000円	200,000円
				0.6 "	1.0 "		89,000円		120,000円	270,000円
				1.0 "	3.0 "		130,000円	:	200,000円	400, 000 円
				3.0 "	6.0 "		180,000円	:	280, 000円	520,000円
				6.0 "	10.0 "		220,000円	:	350,000円	680, 000円
				10.0 "			310,000円		490, 000円	900,000円
2 法第35条の2の開発行為の変更許可申請の審査	許変になっている。 件げる ない からし きいっと からし きいっと からし きいん かんしき かんしき かんしき かんしゅう かんしゅ かんしゅう かんしゅ かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅん かんしゃ かんしゅん かんしゃ かんしゃ かんしゅん かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんし	行申請可 申請可 ・ を だ 万 は 額 は も を だ 万 は 、 は 、 る だ り 、 、 は 、 は り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、	数請にしたこの え手	い 値更で区域に開心器となの条準を行っていて、 での変っ発区合のにる得たなのまる場所を対しまで、 対域部かげいさい できない できない できない できない できない できない できない できな	更る、積をは域のあ発じに金土編第4項、開じ(場は()伴、の縮っ区前1/額地入1号の新発前の合、にう変面小で域を14類地入1号の新発前の合、にう変面小で域になる。関係第で更に域になる。関係第で更に域に	に除発定合前、伴縮面規乗 発る1にに編の	(7に該当) 区域の縮小に件変更を行うとき (7に該当) 設計変更の理由 土地の編入に起因	を行うとい設計の が新たなと いかつ、	編前 号 増前 (変 前 増 (変 前 増) (変 前 増) (変 前 増) (変 前 増) (変) (変) (前の区域面積Bに応 規定額×1/10) 積に応じる前号規

令和4年度

P. 179

開発許可申請手数料(平成30年4月1日改正)

号	申 請 内	容		手 券	数 料	
1 法第29条第1項 または第2項の 開発行為の許可	開発行為の許可 申請手数料	開発区域の面積(ha)	自己の居住のため の開発行為	自己の業 の開発行		非自己用のための 開発行為
申請の審査		0.1未満	8,600円		13,000円	90,000円
		0.1以上 0.3 "	22, 000		31,000	140, 000
		0.3 " 0.6 "	45, 000		67,000	200, 000
		0.6 " 1.0 "	90, 000	1	30,000	270, 000
		1.0 " 3.0 "	140, 000	2	10,000	410, 000
		3.0 " 6.0 "	180, 000	2	80,000	530, 000
		6.0 " 10.0 "	230, 000	3	50,000	690, 000
		10.0 "	320, 000	5	00,000	910, 000
2 法第35条の2の開発行為の変更許可申請の審査	開発行為所 所可申請申請 所可申許可 (変 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 の の を 合 し 、 た に り に の に の に の た ら し 、 た ら し 、 り に り に り に り に り に り に り に り に り に り	(ア)開発のでは、 (ア)開発のでは、 (ア)開発のでは、 (ア)では、 (ア)では、 (ア)では、 (ア)では、 (ア)では、 (ア)では、 (ア)では、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)ののののでは、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)ののののでは、 (ア)ののののでは、 (ア)ののののでは、 (ア)ののののでは、 (ア)ののののでは、 (ア)ののののでは、 (ア)ののののでは、 (ア)ののののでは、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)のでは、 (ア)のでは、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)ののでは、 (ア)のののでは、 (ア)ののでは、 (ア)のののでは、 (ア)ののでは、 (ア)ののでは、 (ア)のののでは、 (ア)のののでは、 (ア)ののでは、 (ア)ののでは、 (ア)ののでは、 (ア)ののでは、 (ア)ののでは、 (ア)ののでは、 (ア)ののでは、 (ア)ののでは、 (ア)ののでは、 (ア)ののでは、 (ア)ののでは、 (ア)のでは、	変更さく設計変更 (パに該当) 区域の称うとき (アに該当) と対象のの理域を とき (パに該当) とも とき (パに該当) とは のの理を でには とき (パに該当) とき (パに該当)	を行うと い設計の が新たな すると いとき	縮少後規 増	前の区域面積Bに応 規定額×1/10) 憤に応じる前号規

		令和5年	度	令和4年度					
189				P. 180					
号	申 請 内	容	手 数 料	号 申 請 內	容	手 数 料			
	項市街化調整区域内 許等における建築物 の特例許可申請手 数料		47,000円	3 法第41条第2項市街化調整区域内 ただし書きの許等における建築物 可申請の審査 の特例許可申請手 数料		47,000円			
	項予定建築物等以外 許の建築等許可申請 手数料		27,000円	4 法第42条第1項予定建築物等以外 ただし書きの許の建築等許可申請 可申請の審査 手数料		27,000円			
		開発区域の面積(ha)		5 法第43条の建築開発許可を受けな					
等許可申請の 査	審い市街化調整区域 内の土地における	0.1未満	6,700円	等許可申請の審い市街化調整区域 内の土地における		6,800円			
	建築等許可申請手 数料	0.1以上 0.3 "	18,000円	建築等許可申請手 数料	0.1以上 0.3 "	18,000円			
		0.3 " 0.6 "	38,000円			0.3 " 0.6 "	38,000円		
		0.6 " 1.0 "	67,000円		0.6 " 1.0 "	68,000円			
		1.0 "	93, 000円		1.0 "	95,000円			
	5条の地位地位承継の承認申承認申請をする者の行 3承認申請請手数料 おうとする開発行為 6 法第45条の地位地位承継の 承継の承認申請請手数料	の審査	承認申請をする者の行 おうとする開発行為 自己の居住のための ものおよび自己の業務 のためのものであって 開発区域の面積が 1 ha 未満のもの	1,800円					
		自己の業務のための ものであって開発区域 の面積が 1 ha以上のも の	2,800円		自己の業務のための ものであって開発区域 の面積が 1 ha以上のも の	2,800円			
		非自己用のもの	18,000円		非自己用のもの	18,000円			
	録開発登録簿の写し けの交付手数料	用紙1枚	430円	7 法第47条の登録開発登録簿の写し 簿の写しの交付 の交付手数料	用紙1枚	450円			
8 施行規則第60の証明の審査	条開発行為又は建築 に関する証明書の 交付の申請に対す る審査の手数料		4,000円	8 施行規則第60条開発行為又は建築の証明の審査 に関する証明書の 交付の申請に対する審査の手数料	1件につき	4,000円			

P. 190

(3) 開発登録簿の写しの交付

登録簿の写し交付手数料は用紙1枚につき430円の規定であるから、調書1枚、図面1枚を必要とするときは2枚で860円となる。

第2編 施設および技術基準編

P. 192

- 3 事業計画
- (2) 準工業地域および工業地域での住居系の開発事業は認めない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。
- (注) 市長が特に認める場合とは、以下のとおりとする。
- ① 準工業地域および工業地域について、4戸以上の住居系開発を行う場合は<mark>戸数にかかわらず、「準工業・工業地域内の住居系開発について」の同書を市長に提出し、開発地周辺の土地利用および草津市都市計画マスタープランとの整合がはかれ、また環境面からも支障のないものについてのみ認める。</mark>
- 4 施設等の移管手続き
- (2) 事業者は、当該施設管理者が定める協定書(様式 47、様式 47-1、 様式 48) を締結しなければならない。
- 5 協定の締結
- (1) 事業者は、市長と開発事業協定書(様式 46)を締結するものとする。
 - (2) 事業者は、当該施設管理者が定める協定書(様式 47、様式 47-1、様式 48) を工事完了検査後速やかに締結するものとする。

令和4年度

P. 181

(3) 開発登録簿の写しの交付

登録簿の写し交付手数料は用紙1枚につき450円の規定であるから、調書1枚、図面1枚を必要とするときは2枚で900円となる。

第2編 施設および技術基準編

P. 184

- 3 事業計画
- (2) 準工業地域および工業地域での住居系の開発事業は認めない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。
- (注) 市長が特に認める場合とは、以下のとおりとする。
- ① 準工業地域および工業地域について、4戸以上の住居系開発を行う場合は、「準工業・工業地域内の住居系開発について」の何書を市長に提出し、開発地周辺の土地利用および草津市都市計画マスタープランとの整合がはかれ、また環境面からも支障のないものについてのみ認める。
- 4 施設等の移管手続き
- (2) 事業者は、当該施設管理者が定める協定書(市指針様式第1号)を締結しなければならない。
- 5 協定の締結
- (1) 事業者は、市長と開発事業協定書(市指針様式第2号)を締結するものとする。
- (2) 事業者は、当該施設管理者が定める協定書(市指針様式第1号) を工事完了検査後速やかに締結するものとする。

6 建築工事完了届出書の提出

事業者は、建築行為を伴う開発事業の場合で、当該建築物に係る工事が 完了したときは、建築工事完了届出書(様式 66)を市長あてに提出しな ければならない。

P. 199

表3-1 既存道路の種類

道 路 の 種 類	自己居住用	自己業務用	非自己用
道路法による道路(建築基準法第42条第1項第1号)	0	0	0
建築基準法第42条第1項第2~5号に規定する道路	0	0	0
建築基準法第42条第2項に規定する道路	0	×	×
建築基準法第43条第2項第1号に基づく認定または第	Δ	~	
2号に基づく許可を取得した道等	(**)	X	×

P. 200

4 道路の幅員

(1) 道路幅員のとらえ方

ア 有効幅

また、既存道路であって、歩行者等の通行安全上の観点から設置されたラバーポールやデリネーター等の視線誘導標については、有効幅員内に含めても差し支えない。ただし、消防車や救急車等の緊急車両と一般車両とのすれ違いが可能であるように設置されている場合に限る。

令和4年度

6 建築工事完了届出書の提出

事業者は、建築行為を伴う開発事業の場合で、当該建築物に係る工事が 完了したときは、建築工事完了届出書(市指針様式第3号)を市長あてに 提出しなければならない。

P. 190

表3-1 既存道路の種類

道路の種類	自己居住用	自己業務用	非自己用
担 		口口未切川	7F D L /13
道路法による道路(建築基準法第42条第1項第1号)	0	0	0
建築基準法第42条第1項第2~5号に規定する道路	0	0	0
建築基準法第42条第2項に規定する道路	0	×	×
建築基準法第43条第2項第1号に基づく認定または第	Δ	\ \	
2号に基づく道路	(**)	*	×

P. 191

4 道路の幅員

(1) 道路幅員のとらえ方

ア 有効幅

(新設)

P. 201

図3-2 有効幅員のとらえ方

9.000 3.000 (歩道幅員) 6.000(有効幅員)

※1 歩道幅員は、縁石や防護柵等で車道から区画されている部分の幅をいい、蓋無しの側溝および法面部は含めない。

なお、歩道幅員内に設置されている電柱、防護柵、照明灯、標識、植栽帯 等については、歩道幅員に含めても差し支えない。

※2 道路の幅員の算出方法

開発許可における道路幅員(敷地が接する道路および区域外既存道路の幅員)の算出方法は、有効幅員と歩道幅員の合計とする。

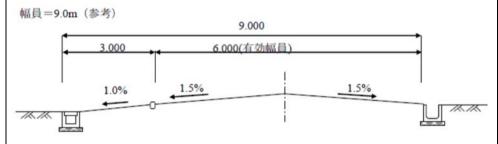
P. 206

用 途	敷	地	の	規	模	規	定	値	特	例	値	
住宅地開発	1.0	ha 未	:満				6.0			4. 0		
住 七 地 用 先	1.0	ha 以	上				6.0		_			
	0. 1ha 未満						6.0			4.0		
住宅地以外の開発	0. 1ha 以上 0. 5ha 未満					9.0			6. 0			
	0.5ha 以上						9.0			6.0		
第2種特定工作物							9.0			6.0		

令和4年度

P. 192

図3-2 有効幅員のとらえ方



(新設)

P. 197

用	途	敷	地	の	規	模	規	定	値	特	例	値	
住宅地開発		1.0	ha 未	満				6. 0			4. 0		
		1.0	ha 以	上				6.0		_			
住宅地以外の開発		0. 1ha 未満					6. 0			4.0			
		0. 1ha 以上 0. 5ha 未満						9.0			4.0		
		0.5	ha 以	上				9.0			6.0		
第2種特定	工作物							9.0			6.0		

P. 219

(2) その他の交通安全施設

路側帯にはカラー舗装(グリーンベルト)を設置すること。ただし、袋路状道路、歩道が設置されている道路、道路管理者等との協議により、周辺の状況から勘案して必要でないと認められた場合は、この限りでない。また、道路側溝からの控えを5cm確保し、現地形状に合わせて極力幅を大きく設けるものとするが、最大幅は30cmとする。なお、仕様については塗布式2層仕上とし、色はグリーン(日本塗料工業会標準色 色標42-50L相当)を標準とする。

P. 225

政令第26条

一 開発区域内の排水施設は、国土交通省令で定めるところにより、開発 区域の規模、地形、予定建築物の用途、降水量等から想定される汚水及び 雨水を有効に排出できるように、管渠の勾配及び断面積が定められている こと。

P. 229

(1) 開発区域の面積が1ha以上の場合

「開発に伴う雨水排水計画基準(案)」(平成14年4月滋賀県河港課作成)の基準に基づいて、県広域河川政策室との協議によるものとする。

令和4年度

P. 210

(2) その他の交通安全施設

路側帯にはカラー舗装(グリーンベルト)を設置すること。また、道路側溝からの控えを $5\,\mathrm{cm}$ 確保し、現地形状に合わせて極力幅を大きく設けるものとするが、最大幅は $60\,\mathrm{cm}$ とする。なお、仕様については塗布式 $2\,\mathrm{m}$ 層仕上とし、色はグリーン(日本塗料工業会標準色 色標 $4\,2-5\,0\,\mathrm{L}$ 相当)を標準とする。

P. 216

政令第26条

一 開発区域内の排水施設は、国土交通省令で定めるとことにより、開発区域の規模、地形、予定建築物の用途、降水量等から想定される汚水及び雨水を有効に排出できるように、管渠の勾配及び断面積が定められていること。

P. 220

(1) 開発区域の面積が1ha以上の場合

「開発に伴う雨水排水計画基準(案)」(平成14年4月滋賀県河港課作成)の基準に基づいて、県流域治水政策室との協議によるものとする。

	令和5年度
2 3 3	

(3) 調整池施設

調整池施設に関するその他の構造細目は、管理者が提示する項目を具備 することとする。なお、一般的な構造基準は巻末別添1によるが、市と協 議の上で決定すること。

調整池の構造体が宅地の土留めを兼ねている場合、宅地の荷重による土 圧に耐えうる構造となるよう、検討すること。

P. 240

- (5) 雨水幹線等施設の耐震対策
- ② 埋戻し部の具体的な液状化対策としては、地盤の特性、施工条件等の 現地特性を勘案して、道路管理者と調整の上、以下のいずれかの対策を 参考に行うこと。
- イ 砕石による埋戻し
- ウ 埋戻し土の固化

令和4年度

P. 224

(3) 調整池施設

調整池施設に関するその他の構造細目は、管理者が提示する項目を具備 することとする。なお、一般的な構造基準は巻末別添1によるが、市と協 議の上で決定すること。

P. 231

- (5) 雨水幹線等施設の耐震対策
- ② 戻し部の具体的な液状化対策としては、地盤の特性、施工条件等の現 地特性を勘案して、道路管理者と調整の上、以下のいずれかの対策を参 考に行うこと。
- イ 石による埋戻し
- ウ 戻し土の固化

P. 242

表5-1 公園の種類

種類	種別	機能
	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250mの範囲内で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
住区基幹公園	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住 区当たり1箇所を誘致距離 500mの範囲内で1箇所当たり面積2ha を標準と して配置する。
公 園	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致 距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4ha を標準として配置する。都市計画 区域外の一定の町村における特定地区公園 (カントリーパーク) は、面積4ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じて1箇所当たり15~75haを標準として配置する。
公園	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15~75haを標準として配置する。
大	広域公園	主として一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
規模公園	レクリエー ション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000ha を標準として配置する。
	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に即し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
緩衝緑地等	都市緑地	主として都市の自然環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等においては良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む。)
	緑 道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられている植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10~20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶように配置する。

令和4年度

P. 233

表5-1 公園の種類

		表 5 - 1 公 園 の 植 類
種類	種別	機能
	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1箇所当たり面積0.25ha を標準として配置する。
住区基幹公園	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住 区当たり1箇所を誘致距離 500m の範囲内で1箇所当たり面積2ha を標準と して配置する。
公園	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致 距離 1 km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4 ha を標準として配置する。都市計画 区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積 4 ha 以上を標準とする。
都市基幹	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じて1箇所当たり15~75haを標準として配置する。
幹公園	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15~75haを標準として配置する。
大	広域公園	主として一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
規模公園	レクリエー ション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000ha を標準として配置する。
	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に即し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
緩衝緑地等	都市緑地	主として都市の自然環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等においては良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む。)
	緑 道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられている植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10~20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶように配置する。

P. 254

- (5)消防水利、消防水利施設の設置基準
- ア 消防水利は、「表8-1」に掲げる用途地域に応じた半径の円で開発 区域のすべてを包含するように設置するものとする。ただし、建物 の新築、増築または改築を行う場合で、開発区域の形状および用途の 変更を伴わない場合については、前段の「開発区域のすべて」を「新 築、増築または改築しようとする建築物」と読み替え適用するものと する。

P. 255

- (6)消防水利の構造等
- (オ)分譲開発地に設置する消火枠には、「表8-3」に示す標識を設置 するものとする。

設置場所は消火栓から5m以内とする。ただし、周囲の状況により見や すい位置に設ける場合は別途協議により決定するものとする。

表8-3 消火栓標識

	7						
種 別	形式等						
支 柱	丸ポール埋込型、新建植 575 型車道用又は歩道用						
標識板	丸ポール埋込型は片面用又は両面用(視認性による)。新建植 575 型は両面用						
文 字	消火栓						

(カ)分譲開発に伴い設置する消火枠には、据え置き型ホース格納箱、固 定式ホース格納箱または、湖南消防式移動式消火栓器具箱のいずれかに 「表8-4」に掲げる消火枠器具一式を収納して設置し、用地の帰属及び 管理については、草津市と協議するものとする。

この場合、設置場所は消火栓から5m以内に設けるものとする。ただし、 周囲の状況により見やすい位置に設ける場合は別途協議により決定する | 況により見やすい位置に設ける場合は別途協議により決定するものとす ものとする。

令和4年度

P. 245

- (5)消防水利、消防水利施設の設置基準
- ア 消防水利は、「表8-1」に揚げる用途地域に応じた半径の円で開発 区域のすべてを包含するように設置するものとする。ただし、建物 の新築、増築または改築を行う場合で、開発区域の形状および用途の 変更を伴わない場合については、前段の「開発区域のすべて」を「新 築、増築または改築しようとする建築物」と読み替え適用するものと する。

P. 246

- (6)消防水利の構造等
- (オ)分譲開発地に設置する消火枠には、「表8-3」に示す標識を設置 するものとする。

設置場所は消火栓から5m以内とする。ただし、周囲の状況により見や すい場所に設ける場合は別途協議により決定するものとする。

「表8-3|消火栓標識

種 別	型式等							
支 柱	丸ポール埋込型、新建植575型車道用又は歩道用							
標識板	丸ポール埋込型は片面用又は両面用(視認性による)。新建植575型は両面用							
文 字	消火栓							

(カ) 分譲開発に伴い設置する消火栓には、据え置き型ホース格納箱、固 定式ホース格納箱または、湖南消防式移動式消火栓器具箱のいずれかに 「表8-4」消火栓器具一式を収納して設置し、用地の帰属及び管理につ いては、草津市と協議するものとする。

この場合、設置場所は5m以内に設けるものとする。ただし、周囲の状 る。

P. 256

- (注) 1 ホースの本数については、開発地の障害物、その他の状況により追加設置について別途協議すること。
- 2 「開閉キー」については、既設消火栓の蓋の使用型式に対応できる「開閉キー」を設置するものとする。
- 3 消火栓に設定した際「スタンドパイプ」と「開閉キー」とが干渉しないように相互の長さを考慮すること。
- (キ) 既設消火栓に対する付帯施設の設置

(ウ) 防火水槽の構造

② 消防自動車が容易 (2 m以内) に部署できるものであり、かつ取水部分の水深が 50 cm以上であること。

P. 257

(ク) 構造

⑥ 採水口を設置する場合は、採水管と同径以上相当の地上へ通じる通気管及び直径 60 cm以上の点検口を設けること。なお、孔ありの鉄蓋であっても通気管を設置すること。また、人通口を設ける場合は、直径 60 cm以上とすること。

令和4年度

P. 247

- (注) 1 ホースの本数については、開発地の障害物、その他の状況により追加設置について別途協議すること。
- 2 「開閉キー」については、既設消火栓の蓋の使用型式に対応できる「開閉キー」を設置するものとする。
- 3 消火栓に設定した際「スタンドパイプ」と「開閉キー」とが緩衝しないように相互の長さを考慮すること。
- (カ) 既設消火栓に対する付帯施設の設置

(ウ) 防火水槽の構造

② 消防自動車が容易に部署できるものであり、かつ取水部分の水深が 50 cm以上であること。

P. 248

(ク) 構造

⑥ 採水口を設置する場合は、採水管と同径以上相当の地上へ通じる通気管及び直径 60 cm以上の点検口を設けること。なお、孔ありの鉄蓋であっても通気管を設置すること。また、人通口を設ける場合は、直径 60 cm以上とすること。

P. 258

開発行為に伴う消防関係検査内容等一覧

	396 1 16	防火	水槽				
	消火栓	二次製品 地中張り・現場打ち		活動空地	エレベーター	オートロック	
事前提出書類 協議確認書添付)	・土地利用計画図等への 消火栓の図示 ・敷設管径の明示			・平面図への活動空地の図示		・解錠ボタン設置場所 図示	
中間検査		本体据付後実施 (埋め戻し前)	· 鉄筋施工後 · 水槽完成後				
完成検査前	・消火栓枠周囲15.cm黄色 焼付塗装 ・器具格納箱据付 (ホルト固定) ・標識設置	・マンホール周囲15.cm黄色射 ・手動給水の場合は止水栓料 ・標識設置 ・採水管設置の場合は採水「 ・現場打ちはコンクリート®	中周囲も15.cm 黄色焼付塗装 コ設置	 ポイントもしくはゼブラ焼付塗装(12×6m) ポイントの場合は標識設置 進入路の隅切り 			
完成検査	消火栓、標識、格納箱、 器具一式の検査 ※管轄市役所上下水道課 へ検査を連絡してくださ い。	・水張り検査(満水後72時間・満水検査(水張り検査後、 ※水張りが完了すれば、管準 査を受けてください。	48時間検査)		・ 寸法検査 ・トランク付きの場合 は機能検査及び1階操 作盤「トランク付き」 の表示検査	・設置場所(高さ)検 ・機能検査(作動試験	
	ては、完成検査後、入居	・事前提出書類が揃っていて できません。書類提出後にも ・地中張り・現場打ちの中間 す。	食査予約を受けてください。	・耐荷重は進入路を含めて25トン必要です。 で25トン必要です。 連入路の知記は1/10 (10%) 以内です。 「活動空地の知記は1/20 (5%) 以内です。	キーです。	・自動火災報知設備の 自義務の建物は同動大 務務の建物は開鍵 開鍵 が必要でかけませた機 が必要で人常駐の建物に いては速隔解鍵 方式と でください。	

P. 259

2 消防活動に必要な空地等

(1)はしご付き消防ポンプ自動車または屈折はしご付き消防ポンプ自動 車(以下「はしご車等」という。)が、中高層建築物の火災等において消 防活動等を行なうために必要な建築物の周囲に空地を設置する対象物は 次の各号いずれかに該当する場合とする。

中高層建築物・・・地上階数が4以上または高さが12mを超える建築物

- (2) 消防活動に必要な空地等の構造等(参考:図5)
- イ 空地の構造は、次の各号に掲げる基準によるものとする。
- (ア)空地の地盤面は、平坦で強度ははしご車等の車両総重量25t、最大 ジャッキ荷重9tに耐える強度を有する構造のものであること。

令和4年度

P. 249

湖南広域消防局

開発行為に伴う消防関係検査内容等一覧

湖南広域消防局

※協議確認書交付後の検査の流れをまとめたものです。検査を受ける場合は必ず連絡ください。不明な点がある場合はお問い合わせ下さい

	消火栓	防火	:水槽	活動空地	エレベーター	オートロック	
	消火性	二次製品	地中張り・現場打ち	店馴空地	エレベーター	7-1099	
事前提出書類 (協議確認書派付)	・土地利用計画図等への 消火栓の図示・敷設管径の明示	・全体図(給排水管含む) ・型式認定書	・全体図(給排水管含む) ・配筋図面 ・配筋使用料計算書 ・容量計算書	・平面図への活動空地の 図示		・解錠ボタン設置場所の 図示	
中間検査		本体据付後実施 (埋め戻し前)	①鉄筋施工後 ②コンクリート流し込み後 ③コーキング施工後				
完成検査前	・消火栓枠周囲15cm黄色 焼付塗装 ・器具格納箱据付 (ホルト固定) ・標識設置	マンホール周囲15.cm黄色炉・手動給水の場合は止水栓料・ ・乗飯設置 ・採水管設置の場合は採水に ・現場打ちはコンクリートを	中周囲も15.cm黄色焼付塗装 コ設置	・ポイントもしくはゼブ ラ焼付途装 (12×6 m) ・ポイントの場合は標識 設置 ・進入路の隅切り			
完成検査	器具一式の検査	・水張り検査(満水後72時間 ・漏水検査(72時間検査後、 ※水張りが完了すれば、管章 査を受けてください。	48時間検査)	原則、はしご車の乗り入 れによる検査	・ 寸法検査 ・トランク付きの場合 は機能検査及び1階操 作盤「トランク付き」 の表示検査	・設置場所(高さ)検査 ・機能検査(作動試験)	
	ては、完成検査後、入居	事前提出書類が贈っていたできません。事類提出後に、地中張り・現場打ちの中間す。	食査予約を受けてください。	- 報荷重は進入路を含めて25トンを駅です。 で25トンを駅です。 - 進入路の均配は1/10 (10%) 以内です。 - 活動空地の勾配は1/20 (5%) 以内です。	キーです。	- 自動火災報知設備の設 整義務の推動がは自動火災 観報記憶運動解解が方式と 解解記グランの付せた機能 が必要です。 ・管理人常駐の建物につ てては遠隔解線 でください。	

P. 250

2 消防活動に必要な空地等

(1)はしご付き消防ポンプ自動車または屈折はしご付き消防ポンプ自動 車(以下「はしご車等」という。)が、中高層建築物の火災等において消 防活動等を行なうために必要な建築物の周囲に空地を設置する対象物は 次の各号いずれかに該当する場合とする。

中高層建築物・・・4階以上または高さが12mを超える建築物

- (2) 消防活動に必要な空地等の構造等(参考:図5)
- イ 空地の構造は、次の各号に掲げる基準によるものとする。
- (ア)空地の地盤面は、平坦で強度ははしご車等の車両重量 25 t、最大ジ ャッキ荷重9 tに耐える強度を有する構造のものであること。

(イ)空地の路面は、平坦であり、はしご車等の車両がすべり、めり込み 現象等を起こさない堅固な強度を有する構造のものであること。

P. 260

エ 建築物の構造、敷地ならびに周囲の状況から空地が確保できない、ま たは有効でない場合は、次に掲げるいずれかの基準を満たすことにより、 消防活動空地の代替措置とすることができる。

(ウ) 2以上の直通階段の設置

③ 建築物の構造等の理由により2以上の直通階段を確保できない場合 は、1の避難階段等を確保した上で、3階以上の階に下階から開放可能な 上下開放式ハッチ $(70 \text{ cm} \times 70 \text{ cm})$ を設置することにより、1の直通階段 とみなすことができる。

オ はしご車等の部署位置に必要な空地の広さおよび位置は、次のとおり とする。

(ア) 空地の広さと表示

空地の広さは、幅6m、長さ 12m以上とし、その空地内には斜線を引 き、中央に「消防隊専用」と黄色で焼付塗装すること。ただし、建築物の 意匠等により、黄色による焼付塗装が好ましくない場合は、ポイント標示 および標識に替えることができる。

標識は、車両の進入経路から容易に視認できるものとし、支柱または壁 面に取り付けること。

(イ) 空地の位置

② はしご車等を縦向き (建物外壁面と直角) に据え付ける場合 非常用進入口又は避難上有効な開口部の直下(バルコニーを有するもの にあっては、当該バルコニーの先端の直下をいう。) に短辺の一辺が**建物** | にあっては、当該バルコニーの先端の直下をいう。) に短辺の一辺が平行 と平行になるように設けること。

令和4年度

(イ) 空地の路面は、平坦であり、はしご車等の車輌がすべり、めり込み 現象等を起こさない堅固な強度を有する構造のものであること。

P. 251

エ 建築物の構造、敷地ならびに周囲の状況から空地が確保できない、ま たは有効でない場合は、次に掲げるいずれかの基準を満たすことにより、 消防活動空地の代替措置とすることができる。

(ウ) 2以上の直通階段の設置

│③ 建築物の構造等の理由により2以上の直通階段を確保できない場合 は、1の避難階段等を確保した上で、3階以上の階に下階から開放可能な 下部操作式ハッチ $(70 \text{ cm} \times 70 \text{ cm})$ を設置することにより、1の直通階 段とみなすことができる。

オ はしご車等の部署位置に必要な空地の広さおよび位置は、次のとおり とする。

(ア) 空地の広さと表示

空地の広さは、幅6m、長さ 12m以上とし、その空地内には斜線を引 き、中央に「消防隊専用」と黄色で焼付途装すること。ただし、建築物の 意匠等により、黄色による焼付塗装が好ましくない場合は、ポイント標示 および標識に替えることができる。

標識は、車輌の進入経路から容易に視認できるものとし、支柱または壁 面に取り付けること。

P. 252

(イ) 空地の位置

② はしご車等を縦向き (建物外壁面と直角) に据え付ける場合 非常用進入口又は避難上有効な開口部の直下(バルコニーを有するもの となるように設けること。

P. 261

3 トランク付きエレベーター

建築物にエレベーターを設置する場合は、次に掲げる基準に従い設置す るものとする。

4 オートロック管理システム

オートロック管理システムを採用する防火対象物は、次に掲げる基準に 従い設置するものとする。

P. 312

公益	施設の	名称	設 置 基 準	用地面積 (平方メートル)	用地の形状
地域	まちづ	くり	開発区域面積 40ha または	1,700	正方形また
センタ	ター				はこれに近
警察官派出所			計画戸数 1,500 に 1 箇所	300	い長方形で、
保	育	所		2,500	施設建設に
			計画戸数 50 に 1 箇所設置することを	200以上	支障となら
			基本とするが、分譲住宅と共同住宅を	(設置基準を超える面積	ない形状。
			同時に計画する場合は、足し合わせて	の算定)計画戸数1あた	
集	会	所	数えないものとする。また、計画戸数	り用地面積に4㎡以上を	
			が50に満たない場合であっても開発	加算	
			区域面積が1ha を超える場合は1箇		
			所設置するものとする。		

P. 317

(2) 1 学級の編<mark>制</mark>人数

幼稚園 35 人 小学校 **35** 人 中学校 40 人

令和4年度

P. 252

3 トランク付きエレベーター

建築物にエレベーターを設置する場合は、次に揚げる基準に従い設置す るものとする。

4 オートロック管理システム

オートロック管理システムを採用する防火対象物は、次に揚げる基準に 従い設置するものとする。

P. 303

公益抗	を設の!	名称	設 置 基 準	用地面積 (平方メートル)	用地の形状
地域まちづくり			開発区域面積40ヘクタールまたは	1,500	正方形また
センター					はこれに近
警察官派出所			計画戸数 1,500 に 1 箇所	300	い長方形で、
保	育	所		2,500	施設建設に
			計画戸数50に1箇所設置することを	200以上	支障となら
			基本とするが、分譲住宅と共同住宅を	(設置基準を超える面積	ない形状。
			同時に計画する場合は、足し合わせて	の算定)計画戸数1あた	
集	会	所	数えないものとする。また、計画戸数	り用地面積に4平方メー	
			が50に満たない場合であっても開発	トル以上を加算	
			区域面積が1~クタールを超える場		
			合は1箇所設置するものとする。		

P. 308

(2) 1学級の編成人数

幼稚園 35 人 小学校 40 人 中学校 40 人

令和5年度	令和4年度
令和5年度 P. 318 ※ 「草津市自転車等駐車秩序の確立に関する条例(平成5年条例第25号)」第8条に定める自転車等放置禁止区域における開発事業については、原則として店舗等建築延床面積(売場面積等)20㎡につき1台分以上の自転車・バイク駐車場を確保し、設置場所は店舗入口付近を基本とする。	令和4年度 P. 309 ※ 「草津市自転車等駐車秩序の確立に関する条例(平成5年条例第25号)」第8条に定める自転車等放置禁止区域における開発事業については、市と別途協議し定めるものとする。原則として店舗等建築延床面積(売場面積等)20 ㎡につき1台分以上を確保し、設置場所は店舗入口付近を基本とする。

令和5年度 P. $367 \sim 370$ (1)申請書類 事前 許可 特定 添付 名 称 様式等 申請 申請 開発 順序

明記事項

甲請	甲請	開発	順序			
0	0	0	1	申請書または協議書	・様式 2 (要綱協議)	□本チェックリストを添付のうえ提出のこと。 □開発区域に含まれる区域の名称欄には地名、地番を記入のこと。 (筆数が多い場合は、○○番 外○○筆とし、別紙添付) □予定建築物の用途欄に、具体的に記入のこと。 □開発面積は、実測面積を記載すること。(小数点3位以下を切り捨てて、小数点2位まで記載) □関係法令(道路法、農地法等) □工事施工者(本申請時までに決定) □事前申請と本申請で面積や筆が異なる時はその理由
0	0	0	2	開発事業概要書	•様式3	□詳細に記入(対象外の項目には斜線)□市街化調整区域における露天駐車場、露天資材置場にかかる申請書については、別途理由書を添付すること。
0	0	0	3	開発区域位置図	1/2,500 以上	□方位 □開発区域とその位置 □開発区域周辺の都市施設 □既存の公共施設、公益施設 □開発区域は、赤色に着色のこと。 □用途区域界を明示すること。 □市町村名、主要駅名、公共・公益施設等については、枠で田み明示すること。
0	0	0	4	委任状	•任意様式	□原本(申請者および代理人押印) □原則として、検査済証の受領まで委任すること。 □手続きを第三者に委任する場合は添付すること。
	0	0	5	開発事業協定書	・様式 46	□法人の場合は、代表者名まで記載すること。
	0	0	6	開発事業標識設置届	(許可申請) ・様式 42 (要綱協議) ・様式 71	□自己居住用開発は不要。 □標識の記載内容と設置箇所周辺の状況がわかる写真を 添付 (近景、遠景両方)
0	0		7	法第 34 条各号に 該当する図書		□市街化調整区域における開発行為は、立地基準(法第34条各号)に適合する必要がある為、第4章開発許可基準の【必要書類】を参照し、必要書類を添付すること。

令和4年度

開発事業事前申請書・開発許可申請書・特定開発行為等協議書添付図面等 作成要領(兼申請時チェックリスト)

(1)申請書類

	許可 申請		添付 順序	名 称	様式等	明 記 事 項
0	0	0	1	申請書または協議書	(事前申請) ・様式 1 (許可申請) ・様式 2 (要綱協議) ・様式 69	□本チェックリストを添付のうえ提出のこと。 □開発区域に含まれる区域の名称欄には地名、地番を記入のこと。 (筆数が多い場合は、○○番 外○○筆とし、別紙添付) □予定建築物の用途欄に、具体的に記入のこと。 □開発面積は、実測面積を記載すること。(小数点3位以下を切り捨てて、小数点2位まで記載)
0	0	0	2	開発事業概要書	・様式3	□詳細に記入 □市街化調整区域における露天駐車場、露天資材置場に かかる申請書については、別途理由書を添付するこ
0	0	0	3	開発区域位置図	1/2,500 以上	□ 方位 □ 開発区域とその位置 □ 開発区域とその位置 □ 開発区域周辺の都市施設 □ 既存の公共施設、公益施設 □ 開発区域は、赤色に着色のこと。 □ 用途区域界を明示すること。 □ 市町村名、主要駅名、公共・公益施設等については、枠で個本組両さること
0	0	0	4	委任状	・任意様式	□原本 (両者押印)
	0	0	5	開発事業協定書	・様式 46	
	0	0	6	開発事業標識設 置届	(許可申請) ・様式 42 (要綱協議) ・様式 71	□自己居住用開発は不要。
0	0		7	法第 34 条各号に 該当する図書		□市街化調整区域における開発行為は、立地基準(法第34 条各号)に適合する必要がある為、第4章開発許可基準 の【必要書類】を参照し、必要書類を添付すること。
	0		8	設計説明書	・様式 5 ・様式 6	□自己居住用開発は不要 □設計説明書には下記の内容を記載すること。記載欄が不足する場合は、別紙にて添付すること。 □「設計の方針」では、開発行為の目的、当該区域を選定した理由、開発区域設定の考え方、住区・街区の構成と公益的施設の整備の方針および計画上注意した事項をできるだけ詳細に説明すること。 □「開発区域内の土地の現況」では、土地の地目、その面積及びそれらの割合ならびに開発行為の妨げとなる建築物等を記載すること。 □「土地利用計画」では、住宅用地、道路、その他公共の用に供する用地等の面積及びその割合を説明すること。 「公共施設の整備計画」では、公共施設の規模、構造等について記載すること。また、公共施設の整備書となるべき者および公共施設の用に供する土地の帰属に関す

		特定 開発		名	称	様式等	明 記 事 項
	0			設計説明	書	・様式5 ・様式6	□自己居住用開発は不要 □設計説明書には下記の内容を記載すること。記載欄が不足する場合は、別紙にて添付すること。 □「設計の方針」では、開発行為の目的、当該区域を選定した理由、開発区域設定の考え方、住区・街区の構成と公益的施設の整備の方針および計画上注意した事項をできるだけ詳細に説明すること。 □「開発区域内の土地の現況」では、土地の地目、その面積及びそれらの割合ならびに開発行為の妨げとなる建築物等を記載すること。 □「土地利用計画」では、住宅用地、道路、その他公共の用に供する用地等の面積及びその割合を説明すること。 □「公共施設の整備計画」では、公共施設の規模、構造等について記載すること。また、公共施設の模模、構造等について記載すること。また、公共施設の管理者となるべき者および公共施設の用に供する土地の帰属に関す
	0		9	法第 32 g 書および			□協議事項を詳細に記載したものであること。 □公共施設管理者の印があること。 □協議内容により図面が必要な場合は、図面を添付する こと。
	0		10	資金計画	書	・様式 9	□自己居住用および自己業務用 (1 ha 未満) の開発は不要。 □工事費のうち整地工事費は伐開、暗渠排水、切土盛土、敷地の整形、張芝、擁壁等について算定すること。 □道路工事費は路盤工、側溝、舗装等について算定すること。 □排水工事費は公共の用に供する排水施設敷地、排水溝、遊水池について算定すること。 □附帯工事費は、仮設工事費、道路復旧費等工事に関連して算定すること。 □資金証明(預金残高証明書・融資証明書(3ヶ月以内))
	0		11	設計者資	格調書	・様式 11	□開発区域1ha 未満の場合は不要。 (ただし、連絡先を明確にすること) □卒業証明書又は免許証の写しを添付すること。
	0		12	申請者資調書	₹力信用	・様式 12	□自己居住用および自己業務用 (1ha 未満) の開発は不要。 □納税証明書の原本(直前2年分の法人税または所得税、および県税(事業税、県民税)ならびに市町村税(固定資産税、市町村民税)で完納がわかるもの)。 □法人の登記事項証明書の原本(3ヶ月以内)(個人の場合は、住民票記載事項証明書)。 □法人は、直前事業年度の財務諸表、事業経歴書を添付すること。 □借家または借地のため、固定資産税を納付していない場合は、借家または借地の契約書を添付すること。

	許可 申請	特定 開発	添付 順序	名 称	様式等	明 記 事 項
	0		9	法第 32 条の同意 書および協議書	・様式 7 ・様式 8	□協議事項を詳細に記載したものであること。 □公共施設管理者の印があること。 □協議内容により図面が必要な場合は、図面添付すること。
	0		10	資金計画書	・様式 9 ・様式 10	□自己居住用および自己業務用(1 ha 未満)の開発は不要。 □工事費のうち整地工事費は伐開、暗渠排水、切土盛土、敷地の整形、張芝、擁壁等について算定すること。 □道路工事費は路盤工、側溝、舗装等について算定すること。 □排水工事費は公共の用に供する排水施設敷地、排水溝、遊水池について算定すること。 □附帯工事費は、仮設工事費、道路復旧費等工事に関連して算定すること。
	0		11	設計者資格調書	・様式 11	□開発区域 1 ha 未満の場合は不要。 (ただし、連絡先を明確にすること) □卒業証明書又は免許証の写しを添付すること。
	0		12	申請者資力信用調書	・様式 12	□自己居住用および自己業務用 (1 ha 未満) の開発は不要。 □納税証明書の原本 (直前2年分の法人税または所得税、および県税(事業税、県民税) ならびに市町村税(固定資産税、市町村民税) で完納がわかるもの) 法人の登記事項証明書の原本 (3ヶ月以内) (個人の場合は、住民票記載事項証明書)、法人は、直前事業年度の財務諸表、事業経歴書を添付すること。 □借家または借地のため、固定資産税を納付していない
	0		13	工事施行者の工 事能力調書	・様式 13	□自己居住用および自己業務用 (1 ha 未満) の開発は不要。 □建設業許可証明書添付すること。 (直営施行の場合等は、登記事項証明書、事業経歴書添付すること。)
	0	0	14	協議完了日一覧表	•任意様式	□協議課名、処理年月日を記入のこと。 □協議事項および指示事項がなくても協議課名を明記 し、協議終了日欄に「協議完了の必要なし」と明記する こと。
-	0	0	15	事前審査要件処 理結果図書等	・協議書、 同意書 ・許認可書 の写し	□「開発事業事前審査結果について(通知)」の写しを添付すること。 □処理結果図書の添付順序は「開発事業事前審査結果について(通知)」の順序と同一とすること。 □開発行為に関係する他法令(道路法、河川法、草津市法定外公共物管理条例等)の許認可書の写しを添付すること。
	0	0	16	説明会経過書	(許可申請) ・様式 38, 39, 40	□説明会および個別説明の際に使用した資料を添付する こと。

			添付	名 称	様式等	明記事項
中前	申請	開発	順序	工事施行者の工 事能力調書	・様式 13	□自己居住用および自己業務用(1ha 未満)の開発は不要。 □建設業許可証明書添付すること。 (直営施行の場合等は、登記事項証明書、事業経歴書添付 すること。)
	0	0	14	協議完了日一覧表	・任意様式	□協議課名、処理年月日を記入のこと。 □協議事項および指示事項がなくても協議課名を明記
	0	0	15	事前審査要件処 理結果図書等	協議書、 同意書許認可書 の写し	□「開発事業事前審査結果について(通知)」の写しを添付すること。 □処理結果図書の添付順序は「開発事業事前審査結果について(通知)」の順序と同一とすること。 □開発行為に関係する他法令(道路法、河川法、草津市法定外公共物管理条例等)の許認可書の写しを添付すること。
	0	0	16	説明会経過書	(許可申請) ・様式 38,39,40 (要網協議) ・様式 72,73,74 (中高層) ・様式 50,51,52	□申請者および確認者が記名押印すること。 □袋とじして割印すること。 □説明会経過書として同一のものを2部作成し、1部は 町内会長に提出すること。 □説明会および個別説明の際に使用した資料を添付する こと。 □個別説明の際の不在者への対応については、概ね2週 間ほどの回答期限を設けた資料をボストインし、その資料を添付すること。(期限後においても随時対応はすること。)
0	0	0	17	公図		□開発区域内を緑色で着色のこと。 □地番、地目、所有者名を記すこと。 □隣接地においても上記と同様のこと。 □法定外公共物(里道を赤色・水路を青色)に着色のこと。 □公図の調査年月日(3ヶ月以内)および調査者記名のこと。
0	0	0	18	開発区域内権利 者一覧表	・様式 14	□開発許可申請者名義の土地の場合も記載のこと。 □抵当権者等、その他の権利も記載のこと。
	0	0	19	開発行為施行同意書		□開発許可申請者名義の土地の場合は不要。 □上記の一覧表と同一順序であること。 □抵当権等その他の権利がある場合は権利者の同意書も 添付すること。
0	0	0	20	排水同意書	・任意様式	□開発区域の排水先が民地の場合は同意書を添付すること。
0	0	0	91	土地の登記事項 証明書	・開発区域のもの	□開発区域内権利者一覧表と同一順序に添付すること。 □登記事項証明書は申請時点(3ヶ月以内のもの)の原本 を添付すること。

	許可 申請			名 称	様式等	明 記 事 項
	0	0	16	説明会経過書	(要綱協議) ・様式 72,73,74 (中高層) ・様式 50,51,52	□個別説明の際の不在者への対応については、概ね2週間ほどの回答期限を設けた資料をポストインし、その資料を添付すること。(期限後においても随時対応はすること。) □説明会経過書として同一のものを2部作成し、1部は町内会長に提出すること。
0	0	0	17	公図		□開発区域内を緑色で着色のこと。 □地番、地目、所有者名を記すこと。 □隣接地においても上記と同様のこと。 □法定外公共物(里道を赤色・水路を青色)に着色のこと。 □公図の調査年月日(3ヶ月以内)および調査者の署名又は記名押印のこと。
0	0	0	18	開発区域内権利 者一覧表	・様式 14	□開発許可申請者名義の土地の場合も記載のこと。 □抵当権者等、その他の権利も記載のこと。
	0	0	19	開発行為施行同意書	(開発) ・様式 15 (特定開発) ・様式 59	□開発許可申請者名義の土地の場合は不要。 □上記の一覧表と同一順序であること。 □抵当権等その他の権利がある場合は権利者の同意書も 添付すること。
0	0	0	20	排水同意書	•任意様式	□開発区域の排水先が民地の場合は同意書を添付すること。
0	0	0	21	土地の登記事項 証明書	・開発区域のもの	□開発区域内権利者一覧表と同一順序に添付すること。 □登記事項証明書は申請時点(3ヶ月以内のもの)の原本 を添付すること。
0	0	0	22	擁壁等構造安定 計算書		□技術基準に基づくこと。
0	0	0	23	水理計算書		□開発区域内の水理計算書 □雨水排水計画の水理計算 □技術基準に基づくこと。
0	0	0	24	排水流域図	1/10, 000 以上	□開発区域内の流域界 □排水経路 □系路別プロック □各プロックは色分けのこと。 □プロック毎に面積、流出量を明示のこと。 □各プロック別の記号は、下記の計算書の記号と同一のこと。

	許可 申請	特定 開発	添付 順序	名 称	様式等	明記事項
0	0	0	22	擁壁等構造安定 計算書		□技術基準に基づくこと。 □構造図と整合のこと。
0	0	0	23	水理計算書		□排水流域図(開発区域内)の水理計算書 □雨水排水流域図(開発区域外)の水理計算 □技術基準に基づくこと。
0	0	0	94	排水流域図 (開発 区域内)	1/10, 000 以上	□開発区域内の流域界 □排水経路 □系路別ブロック □各ブロックは色分けのこと。 □ブロック毎に面積、流出量を明示のこと。 □本プロック別の記号は、水理計算書の記号と同一のこと。
0	0	0	25	雨水・排水流域図 (<mark>開発区域外</mark>)	・添付図と適縮採ると適縮経る	密集市街地ー桃色 一般市街地ー橙色 畑 ・ 田 園ー黄色
0	0	0	26	調整池流域図		□排水流域図(開発区域内)と兼用することも可。□調整池に流入しない直接放流の流域がある場合は、その区域および面積を明示すること。
0	0	0	27	工程表		□開発工事と建築工事それぞれの工程がわかるもの添 付。
0	0	0	28	現況写真	・開発区域 周辺部 ・河川、水 路、道路	山ルノ一手具じめること。
0	0	0	29	申請図の図面リ スト		□図面には通し番号を付け、リストにすること。

		特定 開発		名 称	様式等	明記事項
0	0	0	25	雨水排水流域図	・添付図と適縮採る	開発区域一赤色 密集市街地一桃色 一般市街地一橙色
0	0	0	26	調整池流域図		□排水流域図(開発区域内)と兼用することも可。□調整池に流入しない直接放流の流域がある場合は、その区域および面積を明示すること。
0	0	0	27	工程表		
0	0	0	28	現況写真	・河川、水	□出来る限り上部から撮影し、開発区域界を赤線で明示すること。 □一連写真で撮影のこと。 □対象物をあまり小さくしないこと。 □カラー写真であること。 □河川、水路、道路等はスタッフ等を使用し、断面、幅員等の現況が判断できるように撮影し、幅員について明
0	0	0	29	申請図の図面リスト		□図面には通し番号を付け、リストにすること。

令 和	15年度		令和4	年度
371~376			序 ※図中の標高は、T.	P(東京湾中等潮位)で表示のこ
事前許可 特定 添付	縮尺 作 成 要 領	き前許可	特定 添付 名 称 明記事項	縮尺 作 成 要 領
□ 方位 □地形 □開発区域境界線 □土地の地番、地目 者名、形状(高低 障接地において と同様のこと。 □令第 28 条の 2 第 規定する樹年の よび同条第 2 号。 する切土また 行う部分の表土の	差等) □建築基準法上の道路種別、道路の幅員、 道路中心線、道路後退線、道路後退範囲 内の工作物等を明記すること。 □建築基準法上の道路と法定外の道路に ついて色分けをすること。 □官民境界確定線を明示し、確定日および 番号を明記すること。	申請申請	開発 順序 1 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	□水路等は青色に着色のこと。 □境界は確定されたもので赤色にて示すこと。 □道路、河川名および現況幅員等を明記すること。 □建築基準法上の道路額別 道路の顧員
□方位 開発区域の面積 □開発区域の面積 □開発区域の面積 □開発区域の面積 □開発 □ 公共 地 壁 架 板 高 高 点 極	 規模、延床 道路 - 茶色 点高さ 込入れ) 形状情 6 場合 本路・調整池 - 青色 公益用地 - 赤色線 地一緑色 連築基準法上の道路種別、道路中心線、道路後退線の舗装計画等を明記すること。 □建築基準法の道路後退路の舗装計画等を明記すること。 □建築基準法上の道路と法定外の道路について昼分けをすること □官民境界構造物を明記すること。 □宮民境界構造物を明記すること。 □原界構造物を利用する場合、その盲明示のこと。 □30 cuを超える土留めは擁壁の設置を行うこと。 □隣地に排水が流れないような対策を行 		□方位 □開発区域の境界 □公共施設の位置、形状 □予定建築物の形状、規模、 用途 □焼壁の位置、種類、高さ 及び延長 □公益的施設の位置、形状 □を地(一区画) 面積合は 有効宅地面積も明の道路のが高い。 □開発区域が直路の幅員 □開発区域が既存道路の道路系、道路解存道路の道路系、道路解存道路の道路系、道路解不道路系、道路路、第24条工事区域 □用油水および汚水の排水系統 □集水桝の位置、寸法、深 ○河川名、水路名およびその流末または樹木の流すとは樹木の作置並びにに超衝帯の位置がよび形状 □凡例 □駐車場、駐輪場の配置計画面、寸法	道路後退線、側溝・縁石等の道路後退線 を明示する工作物、道路後退部の舗装計 画等を明記すること。 以上 □建築基準法の有効接道長さ、専用通路長 さ・幅員を明記すること。 □建築基準法上の道路と法定外の道路に ついて色分けをすること

	青申計		定消発順		名 称	明記事項	縮尺	作 成 要 領			午可 4 申請 [名 称	明記事項	縮尺	1	乍 万	成 要	領
0	0	C)	2	土 地 利 用 計 画 図 (つつき)	(/) (/) (古 田 /) () () () () () () () () ())	0	0	3 1	造成計画平面 図	□方位 □開発区域の境界 □切土または盛土をする 土地の部分 □擁壁の位置、種類、高さおよび延長 □法面(がけを含む)の位置および形状 □道路の中心線、延長、幅員、勾配および交差点の計画高	1/500 以上	盛土部 盛土部 の名構造物 明現況地盤 すまこと。 □既設と。 □既と。	別に薄色のようにある。	をく着色の は 構造図と 構造図と 別線、計画 J用する場	対照可能な記 対線は太線にて 場合、その旨明
						□方位 □開発区域の境界 □切土または盛土をする 土地の部分 □擁壁の位置、種類、高さ		□開発区域界は赤で明示すること。 □切盛土部別に薄く着色のこと。 切十部 - 黄色							□遊水池(調整池)の位置および形状□予定建築物等の敷地の形状および計画高		番号を明	記する	こと。	、確定日およ
0	0	C		3 [(全高、見え高、根入れ および延長) □法面 (がけを含む) の位 置および形状 □道路の中心線、延長、幅 員、勾配および交差点の 計画高 □道路法第 24 条工事区域 □遊水池 (調整池) の位置 および形状 □子定建築物等の敷地の 形状および計画高	1/500 以上	切工部一典色 盛士部一赤色 □各構造物には、構造図と対照可能な記号 明記のこと。 □現況地盤線は細線、計画線は太線にて記 すこと。 □既設構造物を利用する場合、その旨明示 のこと。 □官民境界確定線を明示し、確定日および 番号を明記すること。	()	0	0	4	造成計画断面図	□開発区域の境界 □切土または盛土をする 前後の地盤面 □計画地盤高 □切土、盛土の着色 □切土、盛土の着色 □構造物明示 □構造物界確定線 □掘削ライン □擁壁の種類、全高、根入 (既設・新設)	1/100 以上	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	化点で は線は細 黄色、 ずの確 気 に 大 り で た し た に り で り で り で り で り で り で り で り で り で り	は、上記 は、上記 は、計画 盛土部は を日およ に に に に に く、全	記に加えて明示 可線は太線にて は赤色で薄く着 び番号を明示
						□開発区域の境界 □切土または盛土をする 前後の地盤面		□断面は 20m間隔であること。 □断面の変化点では、上記に加えて明示すること。 □現況地盤線は細線、計画線は太線にて記すこと。							□転圧方法 □盛土の土質条件		の道路後 退部の舗	退線を 装計画	·明示する i等を明記	線、側溝・縁石 5工作物、道路 3すること。 ☆明示すること
0	0			4 į	画断面	□計画前後の地盤高 □切土、盛土の着色 □構造物明示 □予定建築物等の位置 □官民境界確定線 □掘削ライン □擁壁の種類、全高、見え 高、根入れ(既設・新設) □転圧方法 □盛土の土質条件	1/100 以上	□切土部は黄色、盛土部は赤色で薄く着色のこと。 □官民境界の確定日および番号を明示すること □法勾配、法長明記のこと。 □断面は断片的でなく、全体を表すこと。 □構造物が既設の場合は、その旨明示のこと。 □道路中心線、道路後退線、側溝・縁石等の道路後退線を明示する工作物、道路後退線の舗装計画等を明記すること。	(\supset	0	0	5 🏻	非水計画平面図		1/500 以上	明記のこ □道路中心 の道路後 退部の舗	が にと 線、道を 退装計画	量明示の 構造図と 路後退線 明示する 「等を明言	-

	方 許可 計 申部				名 称	明記事項	縮尺	作 成 要 領		許可 特定 添付申請 開発 順序		明記事項	縮尺	作 成 要 領
0	0	C		5 2	雨 水 排画水 計画	□方位 □開発区域の境界 □排水区域の医域界 □遊水池 (調整池) の位置 および形状 □都市計画に定められた 排水施設の位置、形状および名称 □道路側溝その他の排水施設の位置 □集水桝の位置、寸法、深さ □水の流れの方向 □開発区域外の放流位置 □放流先系、位置および形式の名称、位置および形式の名称、位置および形式の名称、です。	1/500 以上	□開発区域界は赤で明示すること。 □流末には、排水量明示のこと。 □各構造物には、構造図と対照可能な記号明記のこと。 □道路中心線、道路後退線、側溝・縁石等の道路後退線を明示する工作物、道路後退部の舗装計画等を明記すること。 □排水先は官地であることを確認すること。	0	0 0 5	画平面	□予定建築物等の敷地の 形状および計画高 □道路、公園その他の公共 施設の敷地の計画高 □法面(がけを含む。)お よび擁壁の位置および 形状	1/500 以上	
						施設の敷地の計画高 □法面(がけを含む。)および擁壁の位置および形状 □方位 □開発区域の境界 □公共下水道本管の位置、管種、管径(区域内外と			0	0 0 6		□方位 □開発区域の境界 □給水管の管種、管径 i□取水方法 □消火栓の位置 □予定建築物等の敷地の 形状	1/500 以上	直路中小線 直路後退線 側溝・綾石雪
0	0	C		6 2		もに明記) □本管計画に伴う縦断図 □取付管の管種、管径、勾配 □予定建築物等の敷地の形状および計画高 □人孔の位置および管体	1/500 以上	□開発区域界は赤で明示すること。 □各構造物には、構造図と対照可能な記号明記のこと。 □道路中心線、道路後退線、側溝・縁石等の道路後退線を明示する工作物、道路後退線を明示する工と。	0	0 0 7	緑化計画図	- □緑化計画による配植図 □緑化面積の明示	1/500 以上	□ 組みで主名
0	0)	7	給水計画平面図	延長(区域内・区域外分けて明記) □方位 □開発区域の境界 □水道本管の位置、管種、管径(区域内外ともに明記) □給水管の管種、管径 □給水方式 □消火柱の位置 □予定建築物等の敷地の形状	1/500 以上	□自己居住用の開発は不要 □開発区域界は赤色で明示すること。 □道路中心線、道路後退線、側溝・縁石等 の道路後退線を明示する工作物、道路後 退部の舗装計画等を明記すること。	0	0 8	が け Ø 断面図	土質(土質の種類が二以 上であるときは、それぞ れの土質および地層の厚) さ)	1/50 以上	

		特定 開発		7 XI	明記事項	縮尺	作 成 要 領
0	0	0	8	緑 <mark>地</mark> 計 画図	□緑地計画による配植図 □緑地面積の明示	1/500 以上	□自己居住用、露天資材置場、露天駐車場 の開発は不要 □緑色で着色
0	0		9	がけの断面図	□がけの高さ、勾配および 土質(土質の種類が二以 上であるときは、それぞ れの土質および地層の厚 さ) □切土または盛土の計画 地盤高と現況地盤高 □小段の位置および幅 □石張、張芝、モルタルの 吹付けの方法	1/50 以上	□切土をした土地の部分に生ずる高さが 2 mをこえるがけ、盛土をした土地の部分に生じる高さが1 mをこえるがけ、または、切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2 mをこえるがけについて作成すること。 □焼壁でおおわれるがけ面については、土質に関する事項を示すことは要しない。
0	0	0	10	構造図	【糠壁】 □糠壁の寸法 □糠壁の対料の種類および方法。 □東込めコンクリートの寸法 □透水層・不透水層の位置および方法 □地盤面 □地盤面、中土基礎杭寺の世盤、材料のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	1/50 以上	□ 推壁の設計条件については、下記を明示のこと。 上載荷重 コンクリートの単位体積重量(鉄筋、無筋) 土の単位体積重量 土の内部摩擦角 摩擦係数 推壁背面の形状 土質 必要地耐力 □ 鉄筋コンクリート 推壁の配筋図を添付のこと。 □ 匹設の場合も図示のこと。 □ 世図(平面図、断面図)との併記は認めない。 □ 構造図の枚数が多い場合は、系統別 (排水施設、捷壁)に記載のこと。 □ 各構造物の記号は、造成計画平と 号と対照可能なものとすること。 □ その他 開発行為に伴う構造物の寸法

			特定 開発		名 称	明記事項	縮尺	作 成 要 領
	\supset	0	0	9	構造図	□擁壁の寸法 □擁壁の材料の種類および方法 □裏込めコンクリートの寸法 一選水層の位置および寸法 □洗水層の位置および寸法 □推整を設置する前後の地盤配 □基礎世盤の土質、擁壁を設度 □地盤の土質、擁壁を強度 □地盤、材料および間 「関いがあり厚さ」 「水が大のがます。	1/50 以上	□鉄筋コンクリート擁壁の配筋図添付 のこと。 □既設の場合も図示のこと。 □他図 (平面図、断面図) との併記は認めない。 □構造図の枚数が多い場合は、系統別 (排水施設、擁護) に記載のこと。 □各構造物の記号は、造成計画平面図の記号と対照可能なものとすること。 □その他 開発行為に伴う構造物の寸法
()	0	0			□平面図 □排水計画縦断図 □施設構造図 (オリフィス、余水吐、放 流管)		□調整池平面図には、下記諸元を明示のこと。 貯水容量(㎡) 堆砂容量(㎡) 調整池の天端高さ 調整池のHWL 調整池のHWL 調整池底高さ オリフィス敷高 オリフィス寸法 余水吐の越流幅、越流推進構造 □排水計画縦断図には、排水先河川の横断 図(HWL)を併記すること。 □道路中心線、道路後退線、側溝・縁石等 の道路後退線を明示する工作物、道路後 退都の舗装計画等を明記すること。
()	0			道 路 計画 縦 断図・横断	□幅員 □総版勾配		□省令第 24 条各号(道路に関する技術細 目)の内容がわかるものを作成のこと。

			特定開発		タ. 新:	明記事項	縮尺	作 成 要 領
	0	0	0	11	擁壁展開図	□各擁壁ごとの延長、全 高、見え高、根入れ □擁壁折れ点の折れ角 □擁壁端部までの延長 □擁壁端部までの延長 □排壁が端高 □推壁直に、数モルタル、基礎コンクリート、基礎でカールを表して、基礎のコンクリート、基礎を存る) □地盤改良を行う際の記載内容は作成要領を参照	1/100 以上	□各構築物の記号は、造成計画平面図の記号と対照可能なものとすること。 □地盤改良を行う際は下記内容を明記・改良の種類(表層改良、柱状改良、置換えなど)・改良範囲(深さ、幅、径、本数など)・改良村の添加量
	0	0	0	12		□平面図 □排水計画縦断図 ○一施設構造図 (オリフィス、余水吐、放 流管)		□調整池平面図には、下記諸元を明示のこと。 貯水容量(㎡) 堆砂容量(㎡) 調整池の天端高さ 調整池のHWL 調整池の HWL 調整池底高さ オリフィス対法 余水吐の越流幅、越流推進構造 □排水計画縦断図には、排水先河川の横断 図(HWL)を併記すること。
·	0	0		13	道路計画 縦関・横関	.□幅員		□省令第 24 条各号 (道路に関する技術細 目) の内容がわかるものを作成のこと。
	0	0		14	防 災 コ事 計 暉平面図		~ 1/500 以上	□ 1 ha 以上で山地の造成について添付すること。 □ 5 ha 以上で田畑等の造成について添付すること。

		特定開発		Z 16	明記事項	縮尺	作 成 要 領
0	0		12	防災工事計画平面図	□ 陸 災 権 塾 の 位 署 単 単	~ 1/500 以上	□ 1 ha 以上で山地の造成について添付すること。 □ 5 ha 以上で田畑等の造成について添付すること。
0	0		13	防災施設構造	万次 車において 設置	1/50 以上	□上記と同様
0	0	0	14	求積図	□開発区域全体求積□宅地別求積□公共公益施設用地、道路の求積	1/500 以上	□求積表は出来る限り同一図面に記載の こと。 □外周長(辺長)を記入すること。 □座標による求積を原則とする。
		0	15	電波障害予測図	□机上検討書		□中高層建築物の場合作成のこと
		0	16	日影図			□建築基準法に基づいた日影図を作成の こと。
0	0	0	17	図・立面	□建築面積および延べ床 面積の面積算定表 □建ペい率、容積率および	1/100	□配置図、各階平面図および四方向の立面図 □立面図・断面図には建築物の高さを明記□ワンルーム形式集合住宅の場合は、専用床面積も記載すること。

【注意事項】

- 1. 設計図の添付順序 1 ~ 3.5.6 については、縮尺 1/500 以上で、かつ、同一縮尺とする こと。
- 2. 設計図(位置図含む)にはこれを作成した者の氏名を明記すること。
- 3. 図面番号ならびに図面枚数を表示すること。
- 4. 図面番号と整合した図面目録を添付すること。
- 5. 添付図面の他図との併記はしないこと。
- 6. 必要がある場合はカタログを添付すること。
- 7. 申請者名、図面名称等は図面表右下に表記のこと。
- 8. 項目ごとにインデックスを添付すること。

		特定開発		名 称	明記事項	縮尺	作成要領
0	0			防災施設 構造	□ 佐災工車において 設置	1/50 以上	□上記と同様
0	0	0	16	せい マイス はんしゅう マイス はんしょう はんしょ はんしょう はんしょう はんしょ はんしょう はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ	□開発区域全体求積□宅地別求積□公共公益施設用地、道路の求積	1/500 以上	□求積表は出来る限り同一図面に記載のこと。 □外周長(辺長)を記入すること。 □座標による求積を原則とする。 □専用通路と有効宅地は分けて記載
	0	0	17	電波障 害予測 図	□机上検討書		□草津市中高層建築物に関する指導要綱 に該当する場合作成のこと
	0	0	18	日影図			□草津市中高層建築物に関する指導要綱 に該当する場合作成のこと
0	0	0	19	図・立面	□建築面積および延べ床 面積の面積算定表 □建ペい率、容積率および	1/100	□配置図、各階平面図および四方向の立面図 □立面図・断面図には建築物の高さを明記□ワンルーム形式集合住宅の場合は、専用床面積も記載すること。

【注意事項】

- 1. 設計図の添付順序 $1 \sim 3.5.6$ については、縮尺 1/500 以上で、かつ、同一縮尺とすること。
- 2. 設計図(位置図含む)にはこれを作成した者の氏名を明記すること。
- 3. 図面番号ならびに図面枚数を表示すること。
- 4. 図面番号と整合した図面目録を添付すること。
- 5. 添付図面の他図との併記はしないこと。
- 6. 必要がある場合はカタログを添付すること。
- 7. 申請者名、図面名称等は図面表右下に表記のこと。
- 8. 項目ごとにインデックスを添付すること。
- 9.「都市計画法第32条による協議について(様式7)」の添付図書についても、上表の要領で作成する
- 10. その他、市長が必要と認める資料、図書等について随時提出すること。

- 9.「都市計画法第32条による協議について(様式7)」の添付図書についても、上表の要領で 作成すること。
- 10. その他、市長が必要と認める資料、図書等について随時提出すること。

P. 377

名称 記入要領 ○4 許可該当条項および理由欄には、次により記入すること。 指定区域:政令第36条第1項第3号口 許可申請書 認定団地;政令第36条第1項第3号ハ (様式 29) ○6 その他必要な事項欄には、申請者、代理者の連絡先(電話番号)を記入の 建築物概要書 ○面積は小数点以下2位まで記入のこと。 (様式 31) (土地の面積は3位を切り捨て、建築関係の面積は3位切り上げとする) 建築物敷地調書 ○敷地、建築物の変遷を全て記入すること。 (様式 37) 〇申請手続きを第三者に委任する場合は、委任状を添付すること。(両者押印) 委任状)申請者の住所、氏名を記入すること。 ○次の事項を漏れなく記入すること。 ・自己の居住(自らの生活の本拠として利用することをいう。)の用に供する住 宅を必要とする理由 理由書 ・現在居住している住宅の自借家の別 当該市街化調整区域において建築する理由 建築物の着工・完了予定年月日 現住居の許可後の取扱い方法 ・指定区域において兼用の用途がある場合は、その用途と業務内容(詳しく記 理由書の内容説明 ○住民票(家族全員・続柄のわかるもの)の原本(3ヶ月以内のもの) および証明資料 ただし、本籍の記載は不要。)線引き後に分合筆が行われている場合は、線引き時から現在までの経過が判る 登記事項証明書の原本 (3ヶ月以内のもの) を添付すること。 申請地の登記事項証 (必要がある場合、線引き時前後の航空写真を添付すること。) 明書および公図 ○抵当に入っている場合は抵当権者の同意書を添付すること。 (取得時のローンの場合は不要) 建築確認申請書の写し ○過去の直近のもの ※申請地が建築敷地になっていることの確認のため または建築計画概要書 ○申請者に土地の所有権がない場合は、次のいずれかを添付すること。 申請地の ・売買契約書 (所有権移転仮登記とローン証明もあわせて添付すること) 売買契約書等 ・相線により承継する場合は 贈与が確実であることを証する書面 ○全景、隣接部の詳細 ・申請区域赤線 ・道路幅員 申請地の現況写真 ○1/2,500~1/25,000 の縮尺で周囲の状況(国道、主要地方道、鉄道、河川等が 位置図 判断できるもの) ○境界、建物の位置、排水処理施設が記入されているもの。 12 敷地現況図 (縮尺 1/50~1/100) ○境界、敷地面積、予定建築物の形状、規模、用途、排水処理施設が記入されて 13 土地利用計画図 vるもの。(縮尺 1/50~1/100) ○現況図と併用してもよい。 14 求積図 ○座標による求積を原則とする。 ○境界、側溝等を記入のこと。(2方向及び変化点))切土、盛土が発生する場合は、土量計算書を添付のこと 建築物の平面図・立面 ○建築面積および延べ床面積を記入のこと。 16 図・面積算定表 ○建ぺい率、容積率および算定式を記入のこと)敷地内および敷地外の最寄りの排水施設について記入のこと。 降水量、放流先の状況等からみて、敷地内下水を有効に排出するとともに、そ 17 流末排水経路図 の排出により敷地および周辺の地域に出水等による被害が生じないような構

告および能力で配置されていることが確認できるものであること

令和4年度

表 8-1 建築許可申請図作成要領(法第 34 条第 11 号の一般区域、同条第 12 号(条例別表第 5 第 4 項))

添付 順序	名称	記 入 要 領
/05/1		○4 許可該当条項および理由欄には、次により記入すること。
	24	指定区域:政令第36条第1項第3号口
1	許可申請書	認定団地:政令第36条第1項第3号ハ
	(様式 29)	○6 その他必要な事項欄には、申請者、代理者の連絡先(電話番号)を記入
		○ 0 ての他必要な争項側には、中請有、1人連有の建裕元(电話番号)を能入 - ト
2	建築物概要書	○面積は小数点以下 2 位まで記入のこと。
	(様式 31)	(土地の面積は3位を切り捨て、建築関係の面積は3位切り上げとする)
3	建築物敷地調書 (様式 37)	○敷地、建築物の変遷を全て記入すること。
4	委任状	○申請手続きを第三者に委任する場合は、委任状を添付すること。(両者押印)
		○申請者の住所、氏名を記入すること。
		○次の事項を漏れなく記入すること。
		・自己の居住(自らの生活の本拠として利用することをいう。)の用に供する
		宅を必要とする理由
5	理由書	・現在居住している住宅の自借家の別
Ü	7.14.6	・当該市街化調整区域において建築する理由
		・建築物の着工・完了予定年月日
		・現住居の許可後の取扱い方法
	理由書の内容説明	・指定区域において兼用の用途がある場合は、その用途と業務内容(詳しく ○住民票(家族全員・続柄のわかるもの)の原本(3ヶ月以内のもの)
6		
	および証明資料	ただし、本籍の記載は不要。 ○線引き後に分合筆が行われている場合は、線引き時から現在までの経過が判
7	申請地の登記事項証	登記事項証明書の原本(3ヶ月以内のもの)を添付すること。
1	明書および公図	(必要がある場合、線引き時前後の航空写真を添付すること。)
		○抵当に入っている場合は抵当権者の同意書を添付すること。
	78 M 10 10 27 da 28 da 10 07 1	(取得時のローンの場合は不要)
8	建築確認申請書の写し または建築計画概要書	○直近のもの ※申請地が建築敷地になっていることの確認のため
	申請地の	○申請者に土地の所有権がない場合は、次のいずれかを添付すること。
9	売買契約書等	・売買契約書(所有権移転仮登記とローン証明もあわせて添付すること)
		相続により承継する場合は、贈与が確実であることを証する書面
10	申請地の現況写真	○ 全景、隣接部の詳細
11	位置図	○1/2,500~1/25,000 の縮尺で周囲の状況(国道、主要地方道、鉄道、河川等
11	江田四	判断できるもの)
		○境界、建物の位置、排水処理施設が記入されているもの。
12	敷地現況図	(縮尺 1/50~1/100)
		○境界、敷地面積、予定建築物の形状、規模、用途、排水処理施設が記入され
13	計画平面図	いるもの。(縮尺 1/50~1/100)
14	求積図	○現況図と併用してもよい。
		○座標による求積を原則とする。
15	横断図	○境界、側溝等を記入のこと。(2方向及び変化点)
16		○建築面積および延べ床面積を記入のこと。
	図・面積算定表	○建ぺい率、容積率および算定式を記入のこと。
		○敷地内および敷地外の最寄りの排水施設について記入のこと。
17	流末排水経路図	降水量、放流先の状況等からみて、敷地内下水を有効に排出するとともに、
11	DILANDEAN REPORT	の排出により敷地および周辺の地域に出水等による被害が生じないような
	l .	造および能力で配置されていることが確認できるものであること。

P. 378

○4 許可該当条項および理由欄には、政令第36条第1項第3号へと記入すること。 許可申請書 ○6 その他必要な事項欄には、申請者、代理者の連絡先(電話番号)を記入のこと。 (様式 29) 建築物概要書 ○面積は小数点以下2位まで記入のこと。 (土地の面積は3位を切り捨て、建築関係の面積は3位切り上げとする) (様式 31) 建築物敷地調書)敷地、建築物の変遷を全て記入すること。 (様式 37) ○申請手続きを第三者に委任する場合は、委任状を添付すること。(両者押印) 委任状 ○申請者の住所、氏名を記入すること。 ○次の事項を漏れなく記入すること。 住宅困窮の状況を明確に記入のこと。 ・自己の居住(自らの生活の本拠として利用することをいう。)の用に供する 理由書 住宅を必要とする理由 ・現在居住している住居の規模、家族構成、および自借家の別 当該市街化調整区域に土地を求めた理由 建築物の着工・完了予定年月日 ○自借家証明等(賃貸借契約書の写(ない場合は家主証明)、土地建物登記事項 証明書(公営住宅については不要)) 理由書の内容説明 ○結婚で独立する場合は、相手の証明書 および証明資料 ○現住居の間取り図、写真(狭小過密の場合のみ) ○住民票(家族全員・続柄のわかるもの)の原本(3ヶ月以内のもの) ○線引き後に分合筆が行われている場合は、線引き時から現在までの経過が判 る登記事項証明書の原本 (3ヶ月以内のもの)を添付すること。 申請地の登記事項証 (必要がある場合、線引き時前後の航空写真を添付すること。) 明書および公図 ○抵当に入っている場合は抵当権者の同意書を添付のこと。 建築確認申請書の写し ○過去の直近のもの ※申請地が建築敷地になっていることの確認のため または建築計画概要書 ○申請者に土地の所有権がない場合は、次のいずれかを添付すること。 なお、その内容については、各許可要件により判断すること。 申請地の売買 ・売買契約書 (所有権移転仮登記とローン証明もあわせて添付すること。) 契約書等 ・相続・贈与の場合でも可の場合、将来相続または贈与で取得すること確実 であることを証する書面(相続の証明書)。 申請地の現況写真 ○全景、隣接部の詳細 ・申請区域赤線 ・道路幅員 ○1/2,500~1/25,000 の縮尺で周囲の状況(国道、主要地方道、鉄道、河川等が 位置図 判段できるもの) ○境界、建物の位置、排水処理施設が記入されているもの。 敷地現況図 (縮尺 1/50~1/100))境界、敷地面積、予定建築物の形状、規模、用途、建物の位置、延床面積、 土地利用計画図 k水処理施設が記入されているもの。 ○現況図と併用してもよい。 求積図)座標による求積を原則とする。 ○境界、側溝等を記入のこと。(2方向及び変化点) 横断図)切土、盛土が発生する場合は、土量計算書を添付のこと 建築物の平面図・立面 ○建築面積および延べ床面積を記入のこと。 図・面積算定表)建ぺい率、容積率および算定式を記入のこと。 敷地内および敷地外の最寄りの排水施設について記入のこと。 降水量、放流先の状況等からみて、敷地内下水を有効に排出するとともに、 17 流末排水経路図 その排出により敷地および周辺の地域に出水等による被害が生じないような

横浩お上び能力で配置されていることが確認できるものである

令和4年度

表 8-2 建築許可申請図作成要領(法第 34 条第 12 号(条例別表第 5 第 1 項、第 2 項、第 3 項))

添付順序	名称	記 入 要 領
1	許可申請書	○4 許可該当条項および理由欄には、政令第36条第1項第3号ハと記入すること。
	(様式 29)	○6 その他必要な事項欄には、申請者、代理者の連絡先(電話番号)を記入のこと
2	建築物概要書 (様式 31)	○面積は小数点以下2位まで記入のこと。 (土地の面積は3位を切り捨て、建築関係の面積は3位切り上げとする)
3	建築物敷地調書 (様式 37)	○敷地、建築物の変遷を全て記入すること。
4	委任状	○申請手続きを第三者に委任する場合は、委任状を添付すること。(両者押印
5	委任状理由書	○甲請手続きを第三者に委住する場合は、委住状を添付すること。(両者押目○申請者の住所、氏名を記入すること。 ○次の事項を漏れなく記入すること。 ・住宅困窮の状況を明確に記入のこと。 ・自己の居住(自らの生活の本拠として利用することをいう。)の用に供す住宅を必要とする理由 ・現在居住している住居の規模、家族構成、および自借家の別・当該市街化調整区域に土地を求めた理由 ・建築物の者工・完了予定年月日
6	理由書の内容説明および証明資料	○自借家証明等(賃貸借契約書の写(ない場合は家主証明)、土地建物登記事 証明書(公営住宅については不要))○結婚で独立する場合は、相手の証明書○現住居の間取り図、写真(狭小過密の場合のみ)○住民票(家族全員・続柄のわかるもの)の原本(3ヶ月以内のもの)
7	申請地の登記事項証明書および公図	○線引き後に分合筆が行われている場合は、線引き時から現在までの経過が る登記事項証明書の原本(3ヶ月以内のもの)を添付すること。 (必要がある場合、線引き時前後の航空写真を添付すること。) ○抵当に入っている場合は抵当権者の同意書を添付のこと。
8	建築確認申請書の写し または建築計画概要書	○直近のもの ※申請地が建築敷地になっていることの確認のため
9	申請地の売買 契約書等	○申請者に土地の所有権がない場合は、次のいずれかを添付すること。 なお、その内容については、各許可要件により判断すること。 ・売買契約書(所有権移転仮登記とローン証明もあわせて添付すること。 ・相続・贈与の場合でも可の場合、将来相続または贈与で取得すること確 であることを証する書面(相続の証明書)。
10	申請地の現況写真	○全景、隣接部の詳細
11	位置図	○1/2、500-1/25,000 の縮尺で周囲の状況(国道、主要地方道、鉄道、河川等 判段できるもの)
12	敷地現況図	○境界、建物の位置、排水処理施設が記入されているもの。(縮尺 1/50~1/100)
13	計画平面図	○境界、敷地面積、予定建築物の形状、規模、用途、建物の位置、延床面積 排水処理施設が記入されているもの。
14	求積図	○現況図と併用してもよい。 ○座標による求積を原則とする。
15	横断図	○境界、側溝等を記入のこと。(2方向及び変化点)
16	建築物の平面図・立面	○建築面積および延べ床面積を記入のこと。
17	図·面積算定表 流末排水経路図	○建ペい率、容積率および算定式を記入のこと。 ○敷地内および敷地外の最寄りの排水施設について記入のこと。 降水量、放流先の状況等からみて、敷地内下水を有効に排出するとともに その排出により敷地および周辺の地域に出水等による被害が生じないよう 構造おより形能力で配置されていることが確認できるよのであること

P. 379

開発事業に係る主管課一覧表

主管課	場所	所管する事項
危機管理課	1 階	・防犯灯の設置、防犯カメラの設置に関する事項、避難通路
まちづくり協働課	2階	・町内会への加入促進、公益施設(地域まちづくりセンター、集会所)に関する事項
環境政策課	1 階	・公害対策、電波障害に関する事項
資源循環推進課	草津市立クリー ンセンター内	・ごみ集積所の設置および収集に関する事項
農林水産課	4階	・農業振興地域および森林伐採等に関する事項
都市計画課	4階	 農業用水利および圃場整備に関する事項 都市計画に関する事項 景観法に関する事項 風致地区に関する事項 屋外広告物に関する事項 草津市宿場街道景観形成事業に関すること
交通政策課	5 階	・交通安全等に関する事項
公園緑地課	5階	・公園、緑地、緑地協定に関する事項
開発調整課	4 階	・開発行為許可申請に関する事項
		・開発事業に関する指導要綱による協議に関すること
		・滋賀県土地利用に関する指導要綱第5条第1項に関すること
建築政策課	4階	・建築確認申請、建築協定および道路位置指定に関する事項
		・だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に関する事項
		・建築基準法に基づく許可および認定に関する事項
土木管理課	5 階	・道路法の許可、承認に関する事項
		・法定外公共物(里道・水路)の許可、承認、用途廃止等に関する事項
給排水課	2階	・上水道、公共下水道、宅地内排水設備に関する事項
上下水道施設課	2階	・浄化槽設置に関する事項
教育総務課	6 階	・児童、生徒および教育施設に関する事項
学校教育課	6階	・通学路および通学区域に関する事項
歴史文化財課	6 階	・埋蔵文化財の保護に関する事項
農業委員会事務局	4 階	・農地の転用に関する事項
西消防署・南消防		・消防水利施設および消防活動空地の設置に関する事項
署	庁外	
道路課	5 階	・開発道路に関する事項
		・市道路網計画に関する事項
河川課	5階	・雨水排水施設(調整池含む)に関する事項
総務課	3階	・市有財産等の財産に関する事項
商工観光労政課	4階	・工場立地法および工場設置協議に関する事項
介護保険課	1 階	・大規模小売店舗立地法に基づく届出・老人福祉法および介護保険法に関する事項
障害福祉課		
平台田江味	1 階	・障害者総合支援法に関する事項

令和4年度

IV 申請図書添付図面等作成要領

開発事業に係る主管課一覧表

主管課	場所	所 管 す る 事 項
危機管理課	1 階	・防犯灯の設置、防犯カメラの設置に関する事項、避難通路
まちづくり協働課	2階	・町内会への加入促進、公益施設(地域まちづくりセンター、集会
		所)に関する事項
環境政策課	1階	・公害対策、電波障害に関する事項
資源循環推進課	草津市立クリー ンセンター内	・ごみ集積所の設置および収集に関する事項
農林水産課	4階	・農業振興地域および森林伐採等に関する事項
		・農業用水利および圃場整備に関する事項
		・都市計画に関する事項
±07 ±1 31 accism	4 PHs	・景観法に関する事項
都市計画課	4 階	・風致地区に関する事項
		・屋外広告物に関する事項
-la >2 -d Advam	- 114	・草津市宿場街道景観形成事業に関すること
交通政策課	5階	・交通安全等に関する事項
公園緑地課	5 階	・公園、緑地、緑地協定に関する事項
開発調整課	4階	・開発行為許可申請に関する事項
		・開発事業に関する指導要綱による協議に関すること
		・滋賀県土地利用に関する指導要綱第5条第1項に関すること
建築課	4階	・建築確認申請、建築協定および道路位置指定に関する事項
		・だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に関する事項
		・建築基準法に基づく許可および認定に関する事項
土木管理課	5階	・道路法の許可、承認に関する事項
	- 10	・法定外公共物(里道・水路)の許可、承認、用途廃止等に関する事項
給排水課	2階	・上水道、公共下水道、宅地内排水設備に関する事項
上下水道施設課	2階	・浄化槽設置に関する事項
教育総務課	6階	・児童、生徒および教育施設に関する事項
歴史文化財課	6階	・埋蔵文化財の保護に関する事項
農業委員会事務局	4階	・農地の転用に関する事項
西消防署・南消防		・消防水利施設および消防活動空地の設置に関する事項
署	庁外	
道路課	5階	・開発道路に関する事項
		市道路網計画に関する事項
河川課	5階	・雨水排水施設(調整池含む)に関する事項
総務課	3階	・市有財産等の財産に関する事項
商工観光労政課	4階	・工場立地法および工場設置協議に関する事項
		・大規模小売店舗立地法に基づく届出
介護保険課	1階	・老人福祉法および介護保険法に関する事項
障害福祉課		・障害者総合支援法に関する事項
	1 階	・だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に関する事項

P. 380

〈開発事業事前審査申請書および特定開発行為等協議書の必要提出部数 について〉

☆都市計画法第29条該当物件の場合

- 1 市街化区域内で行われる敷地面積 1,000 ㎡以上の開発行為および新た に道路を設置する場合の敷地面積 500 ㎡以上の開発行為ならびに、市 街化調整区域内で行われる開発行為(都市計画法第 34 条該当)におけ る提出部数については以下のとおりです。
- (1) 提出部数:市用 19部

国•県用 1部 合計 20部

※ 警察署への提出分は上記提出部数には含まない。警察署との 協議時に直接、警察署に提出してください。

☆草津市特定開発行為等に関する指導要綱該当物件の場合

- 1 建築物が伴う開発事業における提出部数については以下のとおりです。
- (1) 提出部数:市用 19部
 - ※ 警察署への提出分は上記提出部数には含まない。警察署との 協議時に直接、警察署に提出してください。
- 2 建築物が伴わない開発事業における提出部数については以下のとおりです。
 - (1) 提出部数:市用 12部
 - ※ 警察署への提出分は上記提出部数には含まない。警察署との 協議時に直接、警察署に提出してください。

令和4年度

〈開発事業事前審査申請書および特定開発行為等協議書の必要提出部数 について〉

☆都市計画法第29条該当物件の場合

- 1 市街化区域内で行われる敷地面積 1,000 ㎡以上の開発行為および新た に道路を設置する場合の敷地面積 500 ㎡以上の開発行為ならびに、市 街化調整区域内で行われる開発行為(都市計画法第 34 条該当)におけ る提出部数については以下のとおりです。
 - (1) 提出部数:市用 20 部(消防署・警察署含む) :国・県用 4 部 合計 24 部

☆草津市特定開発行為等に関する指導要綱該当物件の場合

- 1 建築物が伴う開発事業における提出部数については以下のとおりです。
 - (1) 提出部数:市用 20部 (消防署・警察署含む)
- 2 建築物が伴わない開発事業における提出部数については以下のとおりです。
 - (1) 提出部数:市用 12部(警察署含む)

P. 381

<草津市・消防署・<mark>草津用水土地改良区</mark>>開発事前審査申請書・特定開発行為等協議書添付図書1(開発許可または建築物を伴う要綱協議)

_	-11 / 2011	D 40 4 100	-/-/																					
		開発事業 事前審査 申請書	委任状	開発事 業板要 書	位置図	公國	権利者 一覧表	開発事 業施行 同意書	登記事 項証明 書	現況 写真	现织团	土地利 用計画 図	造成計 興平面 図	雨水排 水計画 平面図	汚水排 水計画 平面図	給水計 両平面 図	緑化 計画図	造成計 画版面 図	構造図	水積図	排水流域図	道路、河川 (水路) 辞 細図、縦横 断面図	電波障害 予測図、 日影図	建築 計画図
1	危機管理課 *注1	0		0	0	0				0	0	0	0			0			Δ.	0		Δ		
2	まちづくり協働課	0		0	0	Δ					Δ	0	Δ	Δ				Δ	Δ	Δ				
3	環境政策課	0	1	0	0					Δ	0	0	Δ						1				Δ	0
4	資源循環推進課 *#1	0		0	0					0	0	0							Δ	Δ				0
δ	農林水産課	0		0	0	0	0			0	0	0	0	0							0	0		
6	都市計画課	0		0	0					0	0	0					0			0				0
7	交通政策課 *注1	0		0	0							0												
8	公園緑地課	0		0	0					0	0	0					0		Δ	0				0
9	開発調整課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Δ	0
10	建築政策課	0		0	0	0				0	0	0		0	0	0		0		0			Δ	0
11	土木管理課	0		0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		
	道路課 *注2	0		0	0	0				0	0	0	0	0	0	0		0	0		0	0		0
	河川課 *注1	0		0	0	0				0	0	0	0	0	0			0	0		0	0		0
14	給排水課(下水道担当) *注3	0		0	0	0	0		0		0	0	0	0	0				0	0		0		0
15	給排水課(上水道担当)*注3	0		0	0	0	0		0		0	0	0			0	0	0	0	0		0		0
16	教育総務課	0		0	0						0	0												0
17	学校教育課	0		0	0						0	0												0
18	歴史文化財課	0		0	0						0	0	0					0						0
19	農業委員会事務局 *注4	0		0	0		0		0	0	0	0	0	0	0			0						0
20	西消防署・南消防署*注1	0		0	0					0	0	0	0			0	0							0
21	草津用水土地改良区	0		0	0	0	0			0	0	0	0	0							0	0		

特記事項

- ・△の環境政策課・開発調整課の電波障害予測図は中高層建築物に該当する場合に必要とし、開発調整課・建築政策課の日影図は中高層建築物に該当する場合に必要とする。
- ・*注1 危機管理課・資源循環推進課・交通政策課・河川課・西消防署・ 南消防署は開発目的が専用住宅である場合は申請書類不要
- ・市有財産等の財産に関係する開発については、総務課分(交通政策課の添付図書+公図・権利者一覧表・登記事項証明書・現況図)を作成すること。
- ・草津市中心市街地活性化基本計画における中心市街地指定区域については、都市地域戦略課分(教育総務課の添付図書と同様の書類)を作成すること。

令和4年度

<草津市・消防署・警察署>開発事前審査申請書・特定開発 行為等協議書添付図書1(開発許可または建築物を伴う要綱協議)

		開発事業 事前審査 申請審	委任状	開発事 業概要 書	位置図	公図	権利者 一覧表	開発事 業施行 四意書	登記事 項証明 書	現況 写真	現況図	土地利 用計画 図	造成計 資平面 図	雨水排 水計画 平面図	汚水排 水計画 平面図	給水計 面平面 図	緑化 計画図	造成計 画版面 図	構造図	水積図	排水流域図	道路、河川 (水路) 詳 細図、縦横 新面図	電波障害 予測図、 日形図	建築 計画[
1	危機管理課 *注1	0		0	0	0				0	0	0	0			0			Δ.	0		Δ		
2	まちづくり協働課	0		0	0	Δ					Δ	0	Δ	Δ				Δ	Δ	Δ				
3	環境政策課	0		0	0					Δ	0	0	Δ										₽	0
4	資源循環推進課	0		0	0					0	0	0							Δ	Δ				0
δ	農林水産課	0		0	0	0	0			0	0	0	0	0							0	0		
	都市計画課	0		0	0					0	0	0					0			0				0
	交通政策課 *注1	0		0	0							0												
	公園緑地課	0		0	0					0	0	0					0		Δ.	0				0
	開発調整課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Δ	0
	建築課	0		0	0	0				0	0	0		0	0	0		0		0			Δ	0
	土木管理課	0		0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		
	道路課 *注2	0		0	0	0				0	0	0	0	0	0	0		0	0		0	0		0
	河川課 *注1	0		0	0	0				0	0	0	0	0	0			0	0		0	0		0
	給排水課(下水道担当)*注3	0		0	0	0	0		0		0	0	0	0	0				0	0		0		0
	給排水課(上水道担当)*注3	0		0	0	0	0		0		0	0	0			0	0	0	0	0		0		0
	教育総務課	0		0	0						0	0												0
	歷史文化財課	0		0	0						0	0	0					0						0
	農業委員会事務局 *#4	0		0	0		0		0	0	0	0	0	0	0			0						0
	西消防署・南消防署*注1	0		0	0					0	0	0	0			0	0							0
20	草津警察署	1	1	1	0		ı		ı	0	ı	0	1	ı	ı				1		ı	ı	1	1

特記事項

- ・△の環境政策課・開発調整課の電波障害予測図は中高層建築物に該当する場合に必要とし、開発調整課・建築課の日影図は中高層建築物に該当する場合に必要とする。
- ・*注1 危機管理課・交通政策課・河川課・西消防署・南消防署は開発 目的が専用住宅である場合は申請書類不要
- ・市有財産等の財産に関係する開発については、総務課分(交通政策課の 添付図書+字限図・権利者一覧表・登記事項証明書・現況図)を作成する こと。
- ・草津市中心市街地活性化基本計画における中心市街地指定区域については、都市再生課分(教育総務課の添付図書と同様の書類)を作成すること。

令和5年度 令和4年度 P. 383 <草津市・警察署> 特定開発行為等協議書添付図書3(建築物のない土 築物のない土地利用の要綱協議) 地利用の要綱協議) 道路・河川 開発事 登記事 (水路)詳 権利者 権利者 (水路)群 業施行 項証明 現況図 利 用 計 面 計 面 計 面 構造図 求積図 委任状 位置図 公 図 事 棄 委任状 位置図 公 図 棄施行 項証明 現況図 利 用 計 面 計 面 計 面 構造図 水積図 一覧去 波域図 細図級棋 - 宝岩 写真 液域図 相因級模 板灰岩 同意書 計画図 平面図 平面図 断面図 同意書 * 計画図 平面図 平面図 新面図 板要書 NF 86 E 新面図 環境政策課 推滚政策器 0 0 農林水産課 農林水産課 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 都市計画課 0 0 都市計画課 開発調整課 * 注 1 開発調整課 * 注 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 土木管理課 0 土木管理課 0 0 0 河川課 0 河川課 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 給排水課(下水道担当) *注: · 前膝水腫 (下水道提供) ※許立 0 0 给排水器(上水道报告)*注2 前餘水縣 (下水運程的) 東西立 0 0 0 9 教育総務課 NTHER 0 学校教育課 歷史文化財課 0 0 0 0 歷史文化財課 0 具業委員会事務局 +注3 0 0 0 0 0 農業委員会事務局 *注3 2 京井警察署 0 草津用水土地改良区 ・市省財産等の財産に関係する開発については総務課分を作成すること。 市有財産等の財産に関係する開発については総務課分を作成すること。 △で環境政策課は隣接地に自然環境保全地区や保護樹木がある場合は現没写真及び造成計画平園図を必要とする。 △で環境政策課は隣接地に自然環境保全地区や保護樹木がある場合は現況写真及び造成計画平面図を必要とする。 *注1 市街化調整区域での資材置き締および駐車場については、理由書を添付すること。 *注1 市街化調整区域での資材置き場および駐車場については、理由書を添付すること。 *注2 給排水器については汚水給水計画が無い場合においても申請書を必要とする。 *注2 給排水課については汚水給水計画が無い場合においても申請書を必要とする。 *注3 農業委員会事務局については登記事項証明書および登記地目が「田・畑」以外の場合は申請書類不要 *注3 農業委員会事務局については登記事項証明書および登記地目が「田・畑」以外の場合は申請書類不要